

用途地域等の見直し都市計画市素案の説明会開催について

1 用途地域等の見直しについて

「用途地域」とは、土地利用の目的に応じて 13 種類に分かれた地域のことで、建築できる用途や規模などに関する一定のルールを定めたものです。

近年の社会情勢を踏まえ、市民の暮らしやすさの向上や多様な活動の実現等につなげていくために、用途地域等の見直しを行います。

昨年度いただいた市素案（案）に対する市民のみなさまのご意見を踏まえ、市素案を作成しましたので、説明会を開催します。また市素案の縦覧、公聴会等を実施します。

2 都市計画市素案説明会

(1) 動画配信

横浜市ホームページで都市計画市素案の動画を配信します。

・令和 5 年 6 月 30 日（金）から 7 月 28 日（金）

横浜市市素案説明会

検索 

(2) 会場開催

市内 16 会場で「配信している動画の視聴」、「個別相談」を実施します。

・令和 5 年 7 月 3 日（月）から 7 月 21 日（金）（予約不要）

※会場と日時等の詳細は別添リーフレットの的中面をご覧ください。

3 縦覧（閲覧）

(1) 期間

令和 5 年 7 月 14 日（金）から 7 月 28 日（金）（土・日・祝日は除く）

(2) 縦覧（閲覧）場所

都市計画市素案を以下の場所で確認することができます。

ア 建築局都市計画課（市庁舎 25 階）

イ 各区役所の区政推進課（中区を除く）

ウ 建築局都市計画課のホームページ

4 公聴会

縦覧（閲覧）期間中、関係住民及び利害関係人は、公述の申出ができます。公述申出があった場合は公聴会を開催します。

5 添付リーフレットの配布場所（6 月初旬から配布予定）※市のホームページでも公開予定

(1) 見直し予定区域へ戸別配布（6 月初旬から 6 月 30 日で配布予定）

(2) 各区役所の広報相談係

(3) 建築局都市計画課の窓口（市庁舎 25 階）

(4) 市民情報センター（市庁舎 3 階）

(5) 駅や公共施設に設置されている PR ボックス

【担 当】 建築局都市計画課 岳村、飯島、下田

【連絡先】 6 7 1 - 2 6 5 8

用途地域等の見直し ～都市計画市素案について～

より暮らしやすい横浜のまちを目指します!!

横浜市全域を対象に「用途地域等の見直し」について都市計画市素案を作成しましたので、その内容や今後の手続について説明会を開催するとともに公聴会を開催します。

スケジュール

Q 用途地域等とは？

用途地域とは、土地利用の目的に応じて13種類に分かれた地域のことです。建築できる用途や規模などに関する一定のルールを定めたものです。今回の見直しでは、用途地域の見直しに加え、指定容積率の見直し、特別用途地区の指定及び緑化地域の見直しを行う予定であるため、それらをまとめて「用途地域等」としています。

Q なぜ見直しを行うの？

昨今では、人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、建物の老朽化などの課題に加え、新型コロナウイルス感染症拡大等によるライフスタイルの多様化など、社会情勢が大きく変化しています。これらの変化に対応し、市民の暮らしやすさの向上や多様な活動の実現等につなげていくために、用途地域等について見直しを行います。

Q 都市計画市素案とは？

これまで、「用途地域等の見直し都市計画市素案(案)」の説明会や縦覧(閲覧)及び意見書の受付を行い、市民のみなさまのご意見を伺いました。今回公表する都市計画市素案は、いただいたご意見を踏まえ作成したもので、これにより公聴会の開催等、都市計画法に基づく都市計画手続を行います。

令和3年(2021年)8月 「用途地域等の見直しの基本的考え方」について、横浜市都市計画審議会より答申

令和3年(2021年)12月～令和4年(2022年)1月 「用途地域等の指定及び見直しの基本的考え方(案)」の策定及び市民意見募集の実施

令和4年(2022年)3月 「用途地域等の指定及び見直しの基本的考え方」の策定

令和4年(2022年)10月～11月

- 都市計画市素案(案)の公表及び説明会の実施
- 縦覧(閲覧)及び意見書の受付

令和5年(2023年)6月30日～7月28日 都市計画市素案説明会

令和5年(2023年)7月14日～7月28日 都市計画市素案の縦覧(閲覧)及び公述申出の受付

令和5年(2023年)9月6日 都市計画公聴会(公述申出があった場合に開催)

公述意見の要旨と横浜市の考え方とりまとめ及び公表
都市計画案の作成

都市計画案の縦覧(閲覧)及び意見書の受付

横浜市都市計画審議会

都市計画変更告示 ※令和6年度前半の告示を想定

都市計画市素案の内容や今後の手続きについて、説明会を開催します。説明会は、「動画配信」と「会場開催」で行います。なお都市計画素案へのご意見については、公聴会場で意見を述べるすることができます。（詳細は4ページ参照）

▶ 動画配信

横浜市ホームページで都市計画市素案の動画を配信します。ホームページをご覧になれない方につきましては、右に記載の会場までお越しください。

期間 **令和5年6月30日(金) から 7月28日(金)**

開催方法 横浜市ホームページ上での動画配信
(音声付説明動画)



横浜市市素案説明会 検索

質問書の受付

都市計画市素案に関する疑問点について、どなたでも質問書の提出ができます。下記をご参考ください。

期間 第1次

受付 令和5年6月30日(金) から7月6日(木) まで

回答 令和5年7月11日(火) 公表予定

第2次

受付 令和5年7月7日(金) から7月13日(木) まで

回答 令和5年7月20日(木) 公表予定

質問提出方法

① 電子申請

横浜市ホームページから電子申請が出来ます。

※受付最終日は17時15分までに申請手続きを完了させてください。

※メンテナンス時間中(不定期)は、ご利用になれません。



② 郵送又は持参

「住所」「連絡先」「氏名」「案件名」「質問内容」をご記入の上、期間内必着で建築局都市計画課へ郵送又は持参してください。

【提出先】〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10市庁舎25階

※様式は自由です。

▶ 会場開催

次のとおり市内16会場で開催しますので、在住の区にかかわらず都合の良い会場までお越しください。予約は不要で、下記の時間帯であれば、いつでもお越しいただいても構いません。また、駐車場の用意はありませんので、公共交通機関をご利用ください。※会場では、「配信している動画の視聴」と「個別ブースによる相談」が行えます。

① 二俣川地域ケアプラザ(多目的ホール1・2)

令和5年7月3日(月) 13時から16時



旭区二俣川2丁目50-14
コプレ二俣川 商業・業務棟6階
最寄駅▶相鉄本線「二俣川」駅

② 瀬谷公会堂(会議室1・2)

令和5年7月4日(火) 13時から16時



瀬谷区ニツ橋町190
最寄駅▶相鉄本線「三ツ境」駅

③ 金沢公会堂(多目的室)

令和5年7月5日(水) 13時から16時



金沢区泥亀2丁目9-1
最寄駅▶京急本線「金沢文庫」駅・「金沢八景」駅

④ 緑公会堂(2・3・4号会議室)

令和5年7月6日(木) 13時から16時



緑区寺山町118
最寄駅▶JR横浜線・市営地下鉄「中山」駅

⑤ 港南公会堂(会議室1)

令和5年7月7日(金) 13時から16時



港南区港南中央通10-1
最寄駅▶市営地下鉄「港南中央」駅

⑥ 山内地区センター(集会ホールA・B・C)

令和5年7月9日(日) 13時から16時



青葉区あざみ野二丁目3-2
最寄駅▶東急田園都市線・市営地下鉄「あざみ野」駅

⑦ 都筑公会堂(第一会議室)

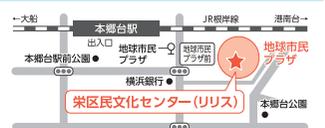
令和5年7月10日(月) 13時から16時



都筑区茅ヶ崎中央32-1
最寄駅▶市営地下鉄「センター南」駅

⑧ 栄区民文化センター(会議室A・B)

令和5年7月11日(火) 13時から16時



栄区小菅ヶ谷一丁目2-1
最寄駅▶JR根岸線「本郷台」駅

⑨ 保土ヶ谷公会堂(2号会議室)

令和5年7月12日(水) 13時から16時



保土ヶ谷区星川一丁目2-1
最寄駅▶相鉄本線「星川」駅

⑩ 戸塚区役所(多目的スペース[中])

令和5年7月13日(木) 13時から16時



戸塚区戸塚町16-17
最寄駅▶JR横須賀線ほか・市営地下鉄「戸塚」駅

⑪ 港北公会堂(1号会議室)

令和5年7月14日(金) 13時から16時



港北区大豆戸町26-1
最寄駅▶東急東横線「大倉山」駅

⑫ 関内ホール(小ホール)

令和5年7月15日(土) 13時から16時



中区住吉町4丁目42-1
最寄駅▶JR根岸線・市営地下鉄「関内」駅

⑬ 磯子公会堂(集会ホール1・2)

令和5年7月18日(火) 13時から16時



磯子区磯子三丁目5-1
最寄駅▶JR根岸線「磯子」駅

⑭ 泉区民文化センター(ギャラリー)

令和5年7月19日(水) 13時から16時



泉区泉中央南五丁目4-13
最寄駅▶相鉄いずみ野線「いずみ中央」駅

⑮ 鶴見区民文化センター(リハーサル室)

令和5年7月20日(木) 13時から16時



鶴見区鶴見中央一丁目31-2
最寄駅▶JR京浜東北線・鶴見線「鶴見」駅
京急本線「京急鶴見」駅

⑯ 南公会堂(1号2号会議室)

令和5年7月21日(金) 13時から16時



南区浦舟町2丁目33
最寄駅▶京急本線「黄金町」駅
市営地下鉄「阪東橋」駅

都市計画市素案の縦覧（閲覧）、都市計画公聴会等

1 都市計画市素案の縦覧（閲覧）

縦覧(閲覧) 期間	令和5年7月14日(金)から令和5年7月28日(金)まで(土・日・祝日は除く)
縦覧場所	建築局都市計画課(受付時間 8時45分から17時15分まで) ※横浜市ホームページで都市計画市素案の概要をご覧ください。
閲覧場所	各区区政推進課(中区を除く)(受付時間 8時45分から17時まで) ※当該区の都市計画市素案の写しを閲覧できます。



2 公述申出の受付 縦覧(閲覧)期間中、関係住民及び利害関係人は、公述の申出ができます。

受付期間	令和5年7月14日(金)から令和5年7月28日(金)まで
申出方法	<p>①電子申請 横浜市ホームページから電子申請が出来ます。 ※受付最終日は17時15分までに申請手続きを完了させてください。 ※メンテナンス時間中(不定期)は、ご利用になれません。</p> <p>②郵送又は持参 「住所」「連絡先」「氏名」「案件名」「意見の要旨」をご記入の上、 期間内必着で建築局都市計画課へ郵送又は持参してください。 [提出先] 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階 (窓口受付時間 8時45分から17時15分まで)(土・日・祝日は除く) ※公述申出書の様式は自由です。参考様式を縦覧(閲覧)場所で配布しているほか、 横浜市ホームページでダウンロードできます。 ※10名を超える申出があった場合は抽選を行います。</p>



3 都市計画公聴会及び公述選定抽選会

都市計画公聴会は、公述申出があった場合に開催します。開催の有無は令和5年8月2日(水)以降、横浜市ホームページでご確認いただくか、都市計画課に電話でお問合せください。

都市計画公聴会 日時 令和5年9月6日(水) 14時開始 会場 関内ホール(小ホール)
※公述申出が多数の場合は抽選会を開催します。

Q 都市計画公聴会とは?

横浜市が作成した都市計画市素案について、住民が公開の下で意見陳述を行う場のことです。都市計画公聴会での意見陳述を行うには、縦覧期間中にあらかじめ公述申出書の提出が必要です。提出は、横浜市ホームページから電子申請又は郵送、持参で受け付けます。傍聴は申込不要です。なお、公聴会で述べられた意見と意見に対する市の見解は後日横浜市ホームページで公表するとともに横浜市都市計画審議会に参考資料として提出されます。

お問合せ先

●都市計画手続及び用途地域に関すること

横浜市建築局都市計画課

☎ 045-671-2658 FAX 045-550-4913

横浜市 用途地域等の見直し 🔍 検索



●緑化地域の拡大に関すること

横浜市環境創造局政策課 ☎ 045-671-4214 FAX 045-550-4093



自分の家がどのような用途地域に位置しているか確認できます!

iマップー (横浜市行政地図情報提供システム)



iマップー 🔍

用途地域等見直しの視点

本市では、市街化区域の約4割が第一種低層住居専用地域に指定されており、郊外部を中心に低層の住宅地が広がっています。近年の社会情勢を踏まえ、郊外部に広く指定されている第一種低層住居専用地域を中心に、用途地域等の見直しを行います。

Point

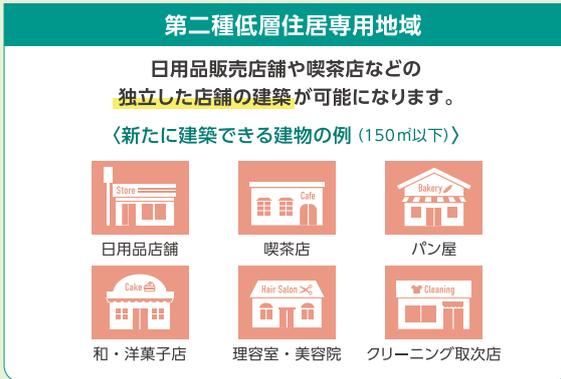
郊外住宅地の魅力向上の視点

目指すべき
土地利用の姿

「住み、働き、楽しみ、交流する場所」を創出し、持続可能で価値の高い郊外住宅地の形成を図る。

見直し1 第二種低層住居専用地域への見直し

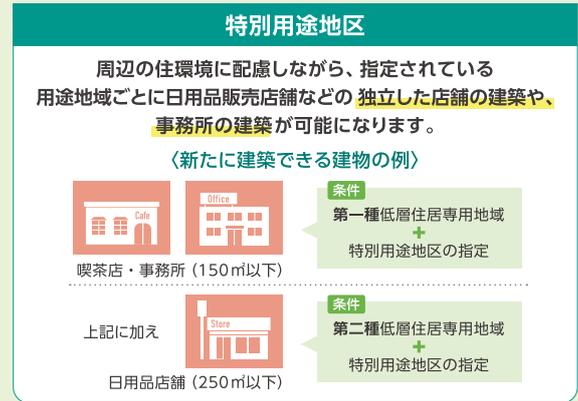
住宅地内の大きな道路沿いを第二種低層住居専用地域に見直します。



※2階以下に限ります。
※第一種低層住居専用地域で建築できる建築物も建築可能です。
※建築物の高さや容積率、建蔽率などの形態制限は変更しません。
※指定の範囲は、道路の境界から25mまでを目安とします。

見直し2 特別用途地区※1の指定

生活利便性の向上に取り組む必要性が高いと考えられる地区などに特別用途地区を指定します。



※2階以下に限ります。
※周辺環境への配慮として設定する立地要件を満たす必要があります。
※建築物の高さや容積率、建蔽率などの形態制限は変更しません。

※1 特別用途地区
特別の目的から、特定の用途の利便の増進又は環境の保護等を図るため、用途地域を補完する都市計画制度。

Point

安全・安心なまちづくり、ゆとりある住空間の創出の視点

目指すべき
土地利用の姿

居住者のニーズや生活スタイル等に応じた自由な住まい方や働き方も可能となる、ゆとりある住空間の創出を図る。

見直し3 指定容積率※2 80%から100%への緩和（+準防火地域※3の指定、敷地面積の最低限度の変更）

第一種低層住居専用地域で指定容積率80%の地区のうち、敷地が狭くかつ老朽化した住宅が特に多い地区において、指定容積率を80%から100%に緩和します。あわせて、準防火地域を指定し、敷地面積の最低限度を125㎡から100㎡に変更します。

※2 指定容積率…敷地面積に対する延べ床面積（各階の床面積の合計）の割合として、都市計画で指定されたもの。
※3 準防火地域…建築物の規模に応じて、準耐火建築物等の耐火性能の良い建築物にする必要がある地域。



建てられる床面積が増え、ゆとりある間取りが可能になります。準防火地域に指定されるため、防火の観点から安全性が向上します。

Point

その他の見直し

見直し4 工業系用途地域から住居系用途地域への見直し（+高度地区の変更、緑化地域の指定）

工業系用途地域の中で、全て住宅等に建て替わった地区を、周辺の土地利用への影響を踏まえて、住居系用途地域に見直します。

対象 準工業地域工業地域の一部

見直し5 軽易な変更等

- 第7回線引き※4全市見直し（平成30年3月告示）で市街化区域に編入した地区で、編入前の建築物の制限を鑑み、対応が必要である地区の用途地域を変更します。
- 市街化調整区域内で用途地域が指定されている地区について、用途地域の指定を解除します。

※4 線引き
無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため定めるもの（市街化区域と市街化調整区域の区分）。

見直し6 緑化地域の拡大

現在、住居系の用途地域全域に指定している緑化地域を、平成29年度に都市緑地法が改正されたことから、商業系用途地域（臨港地区を除く）にも指定拡大します。商業系用途地域の緑化率の最低限度は、これまでの「緑の環境をつくり育てる条例」に基づく建築行為に伴う緑化協議と同様、5%とします（住居系用途地域は10%）。

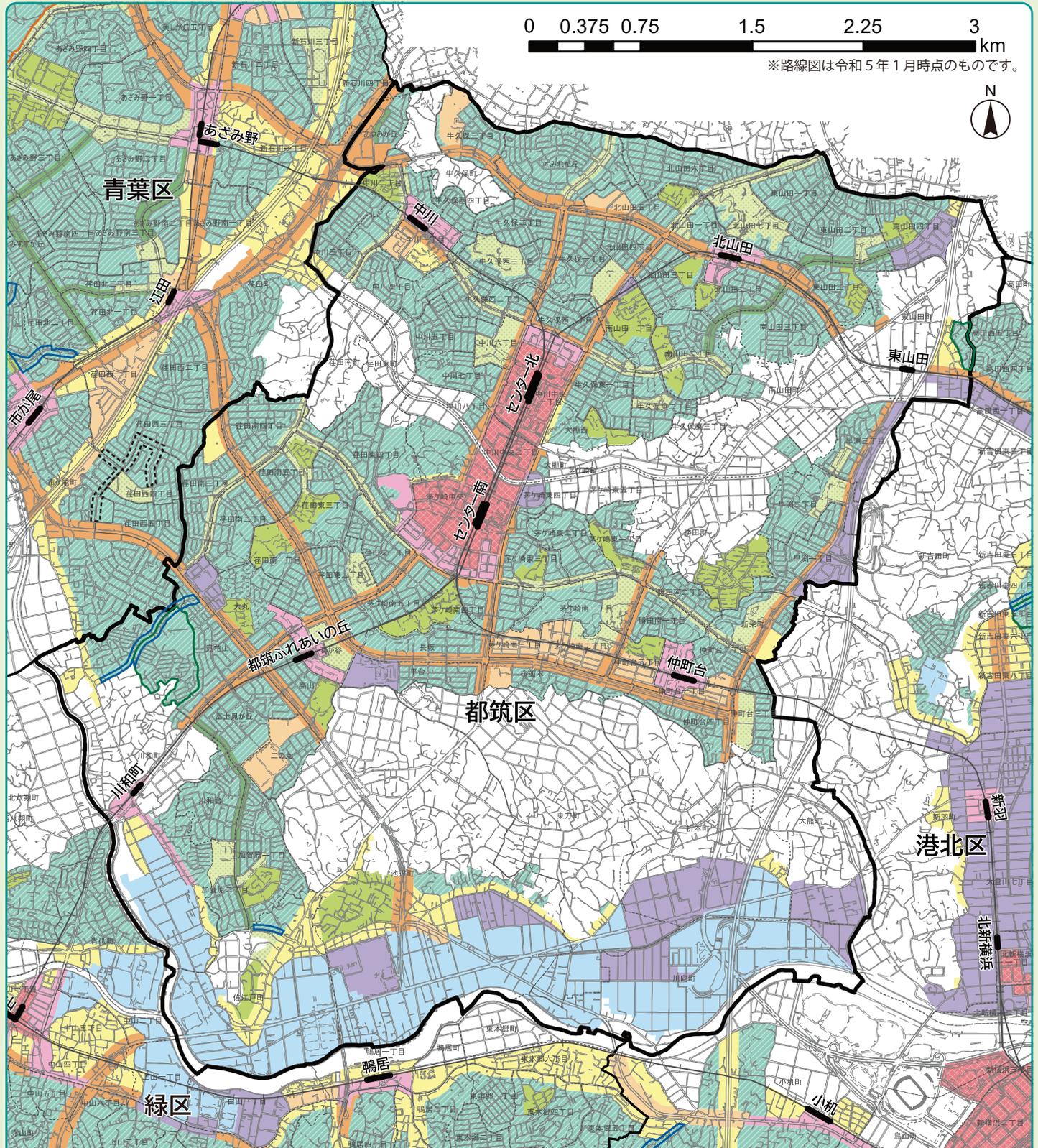
都市計画市素案

※本資料は一部簡略化(省略化)して示しています。都市計画市素案の正確な区域等については縦覧(閲覧)期間中に縦覧(閲覧)場所でご確認ください。
 なお、横浜市ホームページで都市計画市素案の概要をご覧ください。

事務的変更について

用途地域の境界付近で、道路整備や水路改修等による道路や河川等の線形が変更された区域は、事務的変更を行う場合があります。

都筑区



※路線図は令和5年1月時点のものです。

現在の用途地域

第1種低層住居専用地域	住居系	緑化地域 既指定区域
第2種低層住居専用地域		
第1種中高層住居専用地域	住居系	緑化地域 既指定区域
第2種中高層住居専用地域		
第1種住居地域	住居系	緑化地域 既指定区域
第2種住居地域		
準住居地域	住居系	緑化地域 既指定区域

近隣商業地域	商業系	見直し6 緑化地域の拡大 緑化地域指定追加区域
商業地域		
準工業地域	工業系	—
工業地域		
工業専用地域		

見直し予定区域

見直し1	第二種低層住居専用地域への見直し
見直し2	特別用途地区の指定
見直し3	指定容積率の緩和
見直し4	工業系用途地域の見直し
見直し5	軽易な変更等
市素案(案)から案を変更した区域	

都筑区内の見直し実施箇所

見直し候補町名	用途地域 見直し内容	単会	連合
川和町	見直し1 第二種低層住居専用 地域への見直し	川和町内会	川和連合
	見直し3 指定容積率の緩和		
	見直し1 第二種低層住居専用 地域への見直し	都筑が丘住宅自治会	
	見直し3 指定容積率の緩和	都筑が丘第2自治会	
見花山	見直し1 第二種低層住居専用 地域への見直し	見花山自治会	ふれあいの丘 連合
佐江戸町	見直し1 第二種低層住居専用 地域への見直し	佐江戸町内会	佐江戸加賀原 連合
東山田町	見直し3 指定容積率の緩和	東山田第五町内会	東山田連合
東山田 三丁目	事務的変更	東山田三丁目町内会	

第 5 期横浜市地域福祉保健計画素案とパブリックコメントの実施について

第 5 期横浜市地域福祉保健計画(以下、「第 5 期市計画」という。)(令和 6 年度～10 年度)の策定に向け、現行の第 4 期市計画の実施状況や主な課題、施策の方向性等を「横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会」等で協議・検討してきました。この度、第 5 期市計画素案がまとまりましたので御報告します。また以下のとおり、パブリックコメントを行いますので、御理解、御協力のほどお願いいたします。今後は、いただいたご意見を踏まえ、最終案の検討を進め、令和 6 年 3 月に計画を策定する予定です。

1 令和 4 年度の協議・検討経過

横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会での協議をはじめ、関係団体との意見交換、関係機関への意見照会等を行い、検討を進めました。

- ・関係団体との意見交換 13 団体(各 1 回)
- ・横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会 計 2 回開催
- ・横浜市地域福祉保健計画・横浜市地域福祉活動計画検討会 計 2 回開催
- ・横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会分科会 1、分科会 2 計 4 回開催

2 第 5 期市計画素案の概要について

資料 1 「第 5 期横浜市地域福祉保健計画 素案パブリックコメント用リーフレット」の
おり

3 パブリックコメント実施期間

令和 5 年 5 月 26 日(金)から 6 月 27 日(火)まで

添付資料

- 資料 1 第 5 期横浜市地域福祉保健計画 素案パブリックコメント用リーフレット
- 資料 2 第 5 期横浜市地域福祉保健計画 素案冊子

市計画・区計画・地区別計画の関係

- 市計画の「基本理念」、「目指す姿」などは、全市に共通する目標、方向性であり、区計画・地区別計画では市計画の「基本理念」や「目指す姿」などを踏まえつつ、各区の地域特性に応じた方針・取組を検討します。
- 市計画は、区計画の推進を支援する計画として位置づけられます。

市計画	区計画	
	区(全体)計画	地区別計画 (地区連合町内会単位)
<ul style="list-style-type: none"> ● 全市域を対象とした計画 ● 全市に共通する「基本理念」と「目指す姿」、「推進の視点」を明示 	<ul style="list-style-type: none"> ● 区の特性に応じた、区民に身近な中心的計画 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区別の課題に対応するため、地区が主体となり、区・区社協・地域ケアプラザが協働して策定・推進する計画

↑今回、ご意見を募集するのは「市計画」です。

お問合せ先
 横浜市健康福祉局福祉保健課 計画担当
 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 電話:045-671-3428 FAX:045-664-3622
 電子メール: kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp

きりとり線

郵便はがき

231-8790 005

料金受取人払郵便
 横浜港局 承認 9130
 差出有効期間 令和5年7月31日まで

<受取人>
 横浜市中区本町6-50-10

※このはがきは使用できません。

氏名 _____

住所(区名まで) _____ 区 _____

年代

1	20歳未満	2	20~39歳
3	40~64歳	4	65~74歳
5	75歳以上		

ご意見の募集期間 令和5年5月26日(金)から6月27日(火)まで

<提出方法>
 ①電子申請システム
 右の二次元コードからアクセスしてください。
<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/13aaba5f-b962-429a-9b78-7be624c6e360/start>



②電子メール
 kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp

③FAX 045-664-3622

④はがき 左のはがきを切り取り、ご使用ください。
 (切手不要 6月27日消印有効)

<注意事項>
 ・電子メール、FAXにてご提出いただく場合も、「氏名」「住所(区名まで)」「年代」「素案へのご意見」を明記したうえでお送りください。
 ・いただいたご意見は計画策定の参考にさせていただきます。また、いただいたご意見の概要とそれに対する本市の考え方等については、個人情報を除き、後日、ホームページ等で公表させていただきます。
 ・個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。
 ・ご意見に付記いただいた氏名等の個人情報につきましては個人情報保護法に従って適正に管理します。

第5期 横浜市地域福祉保健計画(素案)

パブリックコメント

皆様のご意見を募集します

横浜市地域福祉保健計画は、市民の皆様と関係機関・支援機関等がともに考え、取り組む計画です。令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間として、第5期の横浜市地域福祉保健計画を策定します。



横浜市地域福祉保健計画キャラクター ちくちゃん

募集期間 令和5年5月26日(金)から6月27日(火)まで

- 地域には、乳幼児から高齢者までの幅広い世代、外国人、障害のある人等、様々な立場や背景のある人が暮らしていて、中には、生活する上での困りごとを抱えている人もいます。
- そうした中で、地域における「つながり」が徐々に希薄化するなど、様々な要因により、困りごとを抱える人が、誰にも相談できずに孤立してしまうこともあります。
- 誰もが安心して自分らしく健やかに暮らしていくためには、市民の皆様、支援機関、関係機関等が、一緒になって、よりよい地域づくりに向けて、それぞれができることを考え、取組を進めていく必要があります。

よりよい地域をつくるためにどのような取組が必要か
 皆様のご意見をお聞かせください！

基本理念

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる
 「よこはま」をみんなで作ろう

<p>目指す姿1</p> <p><認めあい></p> <p>お互いに尊重し、安心して自分らしく暮らせる地域</p>	<p>目指す姿2</p> <p><つながり></p> <p>気かけあい、支えあい、健やかに暮らせる地域</p>	<p>目指す姿3</p> <p><ともに></p> <p>助けが必要な人も、手を差し伸べる人も、ひとりで抱え込まない地域</p>
------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------

※地域福祉計画は社会福祉法第107条に基づき、市町村による策定が努力義務とされています。横浜市では、平成16年度に第1期計画を策定し、第2期計画からは名称を「地域福祉保健計画」として、福祉と保健の取組を一体的に推進しています。

基本理念

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる「よこはま」をみんなでつくろう

目指す姿1 < 認めあい >

目指す姿2 < つながり >

目指す姿3 < ともに >

1 身近な地域で
支えあう
仕組みづくり

(1) 日常的なつながりを通じた住民による支えあいの充実

・身近な地域で気かけあい、困りごとを抱えた人への気づきを広げる
・日常的なつながりを通じた見守りの体制づくり
・安心して地域生活を送るための支えあいの充実

(2) 課題解決に向けた住民・関係機関・団体の連携

・困りごとを抱えた人を住民、支援機関・関係機関が連携して支援する
・一人ひとり、各関係機関が持つ力を発揮できるようなコーディネート機能の充実
・支援する人が一人で抱え込まずに、つながって受け止める体制づくり
・いわゆる「ごみ屋敷」や「8050問題」など複合的な課題に対応するためのネットワークの構築

(3) 身近な地域における総合的な権利擁護の推進

・障害や病気があっても地域で安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の充実
・権利擁護支援を推進する機関、団体等による地域連携ネットワークの拡充

(4) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

・複合的な課題に対応するための福祉、教育、就労、住宅等の様々な分野の多機関連携
・社会的孤立状態の予防、解消
・支援者の孤立予防
・「支える側」「支えられる側」に捉われず、誰もが地域の一員としての居場所や役割をもてる地域づくり

2 地域における
福祉保健活動を
推進するための
基盤づくり

(1) 地域における関係組織・団体の体制の強化

・自治会町内会、地区社協、地区民生委員児童委員協議会等の活動や運営の継続・拡充に向けた支援
・地域における福祉保健活動の推進に向けた関係組織・団体の協力体制づくり
・新たな活動の立ち上げや継続・拡充に必要な支援の充実

(2) 社会福祉法人・企業・学校等の主体的な参画に向けた支援

・社会福祉法人・企業による地域貢献活動の促進
・地域と学校の連携・協働の推進
・多様な主体が連携して地域課題を解決するための支援

(3) 区役所・区社協・地域ケアプラザ等の協働による地域を支える基盤づくり

・地域特性をふまえた区役所、区社協、地域ケアプラザによる地域支援の推進
・包括的な支援の体制づくりに向けた関係機関の連携・協働

3 多様性を尊重した幅広い
市民参加の
促進

(1) 多様性を理解し、尊重しあえる地域づくり

・障害のある人や外国人、性的少数者等、立場や背景、価値観の違いを理解し、尊重しあえる風土づくり
・日常のつながりの中での相互理解の推進

(2) 交流・つながり、社会に参加する機会の創出と拡充

・身近な地域で交流し、つながることの大切さの共有
・乳幼児から現役世代、高齢者など多様な世代や背景の人と人、人と組織がつながる場や機会の拡充
・生きがい・楽しみと福祉保健活動の一体的な推進
・子どものころから地域とつながるきっかけづくり
・時代や環境の変化に即したつながりづくりの検討・創出

(3) つながりを通じた健康づくりの推進

・様々な状況にあっても一緒につながることができる健康づくりの推進
・一人ひとりの状況に合わせて健やかに過ごすための環境づくり
・地域住民、関係団体、医療機関、教育機関、企業・商店など様々な主体による健康づくりの推進

「第5期横浜市地域福祉保健計画（素案）」
閲覧方法

内容の詳細は、横浜市健康福祉局福祉保健課ホームページからご覧いただけます。音声読み上げ用のテキスト版もこちらに掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/hokenkeikaku/chifuku-keikaku-5/shikeikaku-5-pu.html>



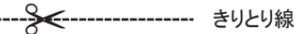
第5期横浜市地域福祉保健計画素案

検索

次の場所で、「第5期横浜市地域福祉保健計画（素案）」を冊子でご覧いただけます。

- 各区役所広報相談係
- 市民情報センター（市庁舎3階）
- 健康福祉局福祉保健課（市庁舎15階）
- 市社協（横浜市健康福祉総合センター7階）
- 各区社協
- 各地域ケアプラザ

閲覧に際して配慮が必要な点がある場合は、裏面「お問い合わせ先」までご連絡ください。



ご意見欄 期間：令和5年6月27日（火）まで

「第5期 横浜市地域福祉保健計画（素案）」
について自由にご意見をお寄せください。

※このはがきは使用できません。

推進のための取組

令和5年住宅・土地統計調査の実施について

日頃から、横浜市政の推進に格別の御支援、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、本年10月1日を調査期日として、統計法に基づく基幹統計調査である住宅・土地統計調査を総務省所管により実施します。

つきましては、本調査の趣旨を御理解いただき、円滑に調査が実施できるよう周知等について特段の御配慮と御協力をお願いします。

なお、調査員の確保・配置は総務課統計選挙係で行います。（都筑区HP等にて、5月31日（水）まで募集中です。）

調査の概要について

(1) 調査の目的

我が国の住宅及び土地とこれらを取り巻く環境に関する国民生活の実態を総合的に明らかにすることにより、国及び地方公共団体の住生活関係諸施策の基礎資料を得ることを目的とした調査で、昭和23年以来5年ごとに実施しており、今年はその16回目にあたります。

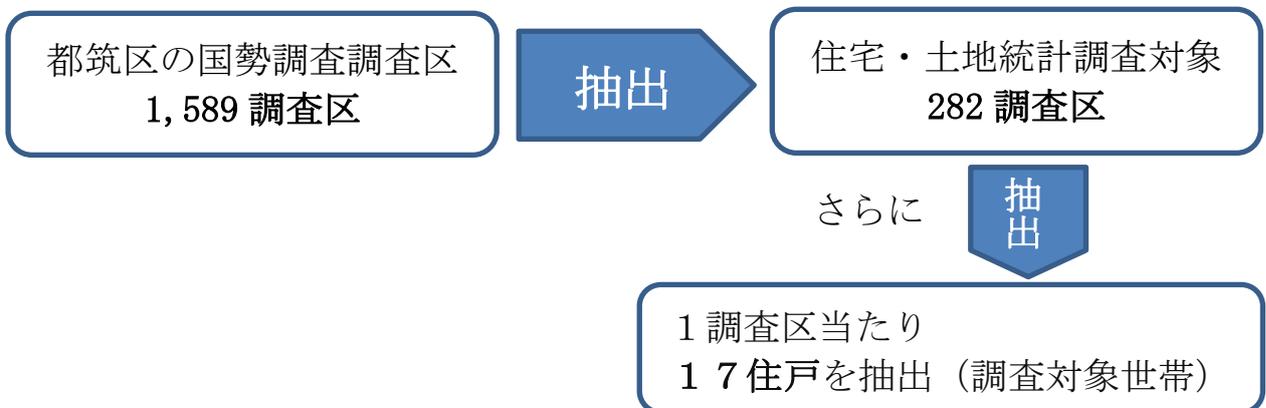
本調査は、多様化している居住状況や少子・高齢化等の社会・経済状況の変化を踏まえ、耐震性・省エネルギー性などの住宅性能水準の達成度や少子・高齢社会を支える居住環境の整備等の実態を明らかにします。また、住環境対策として空き家対策の重要性が高まっていることから、空き家の所有状況を含めた住生活の実態を把握することも目的としています。

(2) 調査期日

令和5年10月1日

(3) 調査の対象

令和2年国勢調査調査区のうち約6分の1の調査区を対象とし、1調査単位区（50住戸前後）から17住戸を無作為抽出して調査します。



【参考】 17世帯×282調査区→4,794世帯が対象となります。

都筑区全世帯（87,741世帯(R5.4.1時点)）の約18分の1にあたります。

(4) 調査項目

ア 現在住んでいる住居に関する事項

- 居室の数 ○敷地面積 ○バリアフリー設備の有無
- 建物の構造 ○建物の階数 ○増改築及び改修工事に関する事項 など

イ 世帯に関する事項

- 世帯の構成 ○通勤時間 ○現住居に入居した時期
- 年間収入 ○前住居 ○家賃又は間代 など

ウ 現住居以外の住宅に関する事項

- 所有の有無 ○住宅の用途 ○空き家の所有状況 など

エ 現住居以外の土地に関する事項

- 所有の有無 ○土地の利用状況 など

(5) 横浜市における調査結果の活用例

- ア 横浜市空家等に係る適切な管理、措置等に関する条例の制定の基礎資料
- イ 横浜市住生活マスタープランの策定の基礎資料
- ウ 耐震や防災を中心とした都市計画制定の基礎資料 など

(6) 調査の日程

次の日程で調査員が対象調査区にお伺いいたします。

- ・ 9月上旬から中旬 対象調査区内の巡回（調査区の確認）、調査のお知らせの配布
 - ・ 9月23日から30日 調査票の配布
 - ・ 10月1日から9日 調査票の回収
- ※オンライン又は郵送による回答（回答期限10月9日）が大部分を占めるため調査員による回収はごくわずかとなる見込みです。
- ・ 10月中旬頃 調査票未提出世帯への提出依頼

(7) 調査方法

調査員による調査票の配布を行います。世帯からの調査票の回答方法は、①インターネットを利用したオンライン回答、②郵送による提出、③世帯の任意封入による調査員による回収のいずれかの方法となります。

(8) オンライン回答の推奨

オンライン調査は、世帯の負担軽減や回答に当たっての利便性向上に加え、集計作業の効率化や迅速化、集計結果の正確性の向上に繋がります。簡単・便利なオンライン回答をぜひご利用ください。

インターネット回答のメリット

- 画面の誘導に従うことでスムーズに回答できます。
- 期間中はいつでもご都合のよい時間に回答できます。
- パソコン・スマートフォン・タブレット端末から回答できます。

皆様の回答は守られています

- 不正なアクセスなどの監視を24時間行っていますので、回答データは厳重に守られます。



(問合せ) 都筑区総務課統計選挙係
電話 948-2215



令和5年度

賛助会員加入のお願い

賛助会費は区内の「子ども食堂」の活動にも使われています。



都筑区社協キャラクター ゆいピー

～社会福祉協議会とは～
誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを進める社会福祉法に規定された団体です。

賛助会員について

都筑区社会福祉協議会（区社協）と都筑区内の地区社会福祉協議会（地区社協）が実施する地域福祉活動や事業にご賛同いただき、個人・法人のみなさまに財政面からご支援いただくしくみです。

一口あたり（年額）

個人 1,000円

法人 5,000円

※何口でもご加入いただけます。

賛助会員への協力方法

地区社協・自治会・町内会を通じて、地区ごとに募集させていただきます。

地区での募集以外に下記の方法でもお受けいたします。

①区社協窓口での直接納入 ②振込による納入

<郵便振替振込の場合>

専用の用紙がありますので、区社協までご連絡ください。

銀行名	ゆうちょ銀行	(金融機関コード9900)
店番	029	店名 ○二九店 (ゼロニキュウ店)
預金種目	当座	口座番号 0006080

※ゆうちょ銀行は窓口やATMで現金にて振込を行う場合、手数料が加算されます。

令和4年度 賛助会費の募集総額と使いみち

賛助会費総額 **5,953,656円**

会費の51%（事務費含）がお住いの地区社協に還元されます。

区社協の事業

2,922,901円

地域のボランティア活動

3,030,755円



困窮世帯への「食」のお渡し会

地区社協向け SNS研修



子育て支援活動

夏休みの学習支援活動



その他、様々な地域活動に活用しています。



都筑区地域福祉保健計画

区連会5月定例会説明資料
令和5年5月19日
都筑区社会福祉協議会

つづき あい基金助成金



「つづき あい基金」助成金は、第4期福祉保健計画に関する課題の解決に向けた活動を資金面からバックアップする助成金です。

各地区の取り組み例を参考にし、助成金をご活用ください。



令和3・4年度の助成金活用事例



助成額: 100,000円

荇田南連合自治会

「荇田南安心便利ノート」の更新、
ホームページ上での情報提供



助成額: 30,000円

茅ヶ崎南MGCRS連合自治会

福祉保健活動を活性化させるための活動方法
や組織運営のあり方の検討(研修会の実施)



助成額: 100,000円

川和地区社会福祉協議会

ホームページの作成



助成額: 60,000円

東山田地福祉協議会

プロジェクタースクリーンを活用した

連絡会の開催

その他の事例は裏面参照

【問合せ・ご相談】
都筑区
社会福祉協議会

住所: 〒224-0006
都筑区荇田東4-10-3
かけはし都筑内

☎045-943-4058

令和5年度「つづき あい基金」助成金
申請スケジュール

前期: 6月1日(木) ~ 7月21日(金)

後期: 10月10日(火) ~ 11月24日(金)

受付期間が
2回になりました!



つづき あい基金助成団体



【令和3年度】

No.	助成対象活動	団体名	具体的取組、内容	助成金額
1	新しい生活様式に合わせた、地域福祉保健活動を活性化するための活動方法や組織運営等のあり方に関する検討費用	NPO法人アーモンド コミュニティネット ワーク	①パソコン研修（人材育成支援） ②ホームページプロジェクト	30,000円
2	区計画及び地区別計画の推進に関する広報紙の発行	茅ヶ崎南MGCRS 連合自治会	広報の発行 3,000部 年2回発行	15,000円
		川和地区 社会福祉協議会	広報の発行 5,000部 年2回発行	20,000円
3	新しい生活様式に合わせた、地域福祉保健活動を活性化するためのツール・資材の整備やホームページ、SNS等による周知・啓発に係る初期導入費用	東山田地区 社会福祉協議会	購入品：プロジェクター用自立スクリーン、レーザーポインター 具体的取組：第4期地域福祉保健計画の防災アンケート実施等について、地域向け説明会や、地区社協福祉部長会の研修に使用。	60,000円
		川和地区 社会福祉協議会	購入品：ホームページ制作費用（外注）、ホームページ制作ソフト、プロバイダー費用 具体的取組：川和地区のHPを作成（スマホでも閲覧可能にする）情報の共有を図り、タイムリーに伝える。	100,000円

【令和4年度】

No.	助成対象活動	団体名	具体的取組、内容	助成金額
1	新しい生活様式に合わせた、地域福祉保健活動を活性化するための活動方法や組織運営等のあり方に関する検討費用	茅ヶ崎南MGCRS 連合自治会	福祉保健活動を活性化させるための活動方法や組織運営のあり方の検討をし、外部講師から学ぶ。	30,000円
2	区計画及び地区別計画の推進に関する広報紙の発行	茅ヶ崎南MGCRS 連合自治会	広報の発行 3,000部 年2回発行	15,000円
		山田連合町内会	広報の発行 5,400部 年4回発行 （すみれが丘町内会2回、 南山田町内会2回）	20,000円
3	新しい生活様式に合わせた、地域福祉保健活動を活性化するためのツール・資材の整備やホームページ、SNS等による周知・啓発に係る初期導入費用	荏田南連合自治会	情報誌の印刷、作成 ホームページ上での情報提供 情報誌「荏田南安心便利ノート」の更新と全戸配布 情報誌のホームページ上での情報提供	100,000円

都筑区地域福祉保健計画 「つづき あい基金」助成金



ゆいぴー

申請のてびき

＜令和5年度＞



申請受付期間

前期：6月1日(木)～ 7月21日(金)

後期：10月10日(火)～11月24日(金)

「つづき あい基金」助成金とは

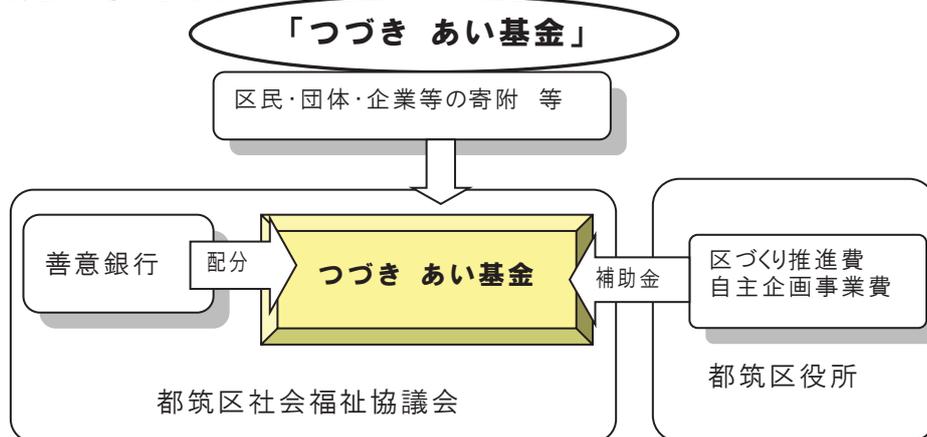
第4期都筑区地域福祉保健計画（以下、計画）に定める目標を実現し、地域の福祉保健に関する課題の解決に向けた活動を行う団体に対し、「つづき あい基金」を活用して活動経費の一部を助成することにより、「計画」の推進を資金面からバックアップすることを目的としています。
令和3年度からの計画の施行に伴い、助成内容の見直しを行いました。

都筑区地域福祉保健計画は...

「誰もが住みなれた地域で安心して暮らすことができること」を目指し、区民、地域、団体、企業と都筑区が、地域の課題に対してともに取組み、人と人との「であい ささえあい わかちあい」の仕組みをつくり、行動していくための計画です。

「つづきあい基金」は...

計画の推進のため、地域で実施されるさまざまな福祉保健活動の支援、計画の周知を目的として、平成18年9月に設置しました。区役所の補助金、善意銀行の配分金等で構成されています。



助成内容

計画冊子第4章の区計画に掲げる次の3つの推進の柱に寄与できる活動、または計画冊子第5章の地区別計画に掲げる15地区の取組を推進する活動について助成します。

区計画の推進の柱

- ① であいが広まり、つながりのある地域づくり
- ② お互いにささえあい、必要な人に支援が届く仕組みづくり
- ③ 地域における様々な主体が連携しながら、地域がもつ力をわかちあえる地域づくり

15地区の計画

「東山田」「山田」「中川」「勝田茅ヶ崎」「かちだ」「新栄早淵」「都田」「池辺」「佐江戸加賀原」「川和」「荏田南」「渋沢」「茅ヶ崎南MGCRS」「ふれあいの丘」「柚木荏田南」の15地区の計画です。

対象活動及び助成金額

※助成内容は変えていませんが、今回より一部助成対象活動の言い方をわかりやすく変更しています。（太線箇所）

助成対象活動	助成上限額・条件等	年間助成団体数	助成回数
<u>1.地域福祉保健活動を推進するための活動方法や調査研究、研修、検討にかかる費用</u>	上限3万円	3団体	計画期間中1回に限る
2.区計画及び地区別計画の推進に関する広報紙や <u>チラシ</u> の発行	広報紙の発行枚数、1,000部に付き5,000円を助成 ただし、上限2万円	15団体	継続申請可
<u>3.デジタル媒体を活用し、地域福祉保健活動を推進するための備品整備にかかる費用やホームページ、SNS等による周知・啓発に係る費用</u> 【例】 ①ITを活用したボランティア登録の方法、集約、管理などの業務委託費用 ②アプリの開発費 ③ホームページ作成にかかる費用 等 ④上記を推進するために使用する備品の購入費用（個人所有となるものは対象外）	上限10万円	3団体	計画期間中1回に限る
4.サロンなどの地域福祉保健活動の活動費（ <u>新規事業に限る</u> ）	上限5万円	3団体	計画期間中1回に限る

申請の対象外とするもの

- ・同一内容で、都筑区、横浜市等から既に補助金・助成金等を受けている活動
- ・政治、宗教、営利及び募金活動を目的とする活動
- ・特定の個人や団体の構成員のみを対象としている又は事実上それらの者しか参加しない活動

助成対象経費

- ・消耗品費（活動に関わる消耗品や使用する物品）
- ・印刷費（掲示物・パンフレット・資料等の印刷代、業者への印刷委託代）
- ・通信運搬費（ハガキ・切手代等）
- ・使用料（機材や施設等の使用料）
- ・交通費（団体外部の講師・協力者等への交通費（実費））
- ・謝金（団体外部の講師・協力者等への謝金）
- ・研修費（活動に必要な研修への参加費）
- ・保険料（ボランティア活動保険、行事保険など）

※ 団体の運営費（人件費、事務所維持費等）は対象となりません。

対象団体

計画の推進母体となる、地区連合町内会自治会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、NPO法人（都筑区で活動しているNPO法人に限る）

スケジュール

申請書等の提出（年2回）

前期: 6月1日（木）～7月21日（金）
後期: 10月10日（火）～11月24日（金）

- 申請書等を都筑区社会福祉協議会へ郵送、もしくは持参してください。受理後、連絡担当者あてに申請内容の確認などを行う場合があります。

審査及び通知

「つづき あい基金」助成金審査会で審査の上、都筑区社会福祉協議会会長が交付を決定し、通知します

前期: 8月頃 後期: 12月頃

- 交付の可否と、交付が決定した場合には助成金額も合わせてお知らせします。
- 決定団体には交付申請書、振込依頼書を合わせて送付しますので、ご返送ください。

助成金の交付

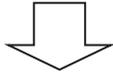
前期: 9月頃 後期: 1月頃

- 助成金は指定の口座へ振り込みます。

活動実施

～令和6年3月

- 活動時には、「つづき あい基金」の助成金を受けている活動であることを周知してください。



活動報告書提出

- 活動終了後1ヶ月以内に「活動報告書」「収支決算書」等をご提出いただきます。(報告方法は別途ご案内します。)
- 助成した費用が余った場合には、助成金を戻していただきます。

申請様式及び提出先

申請書類

下記についてご提出ください。

- (1) 助成金申請書(様式1) ※③区分については見積書(写)も提出
- (2) 活動計画書(様式2)
- (3) 収支予算書(様式3)

※NPO法人については別途「定款」や「総会資料」等、団体の概要がわかる資料を提出していただきます。

※様式は、本会ホームページからダウンロードできます。

提出先(問い合わせ先)

横浜市都筑区社会福祉協議会

〒224-0006 都筑区荏田東4-10-3

Tel.045-943-4058/Fax.045-943-1863

E-mail : info@tuzuki-shakyo.jp

審査及び決定

審査方法

「つづき あい基金」助成金審査会において書類審査を行い、横浜市都筑区社会福祉協議会会長が交付の決定を行います。

結果通知

選考結果は、可否に関わらず書面で通知します。

活動の公表等

- 交付を受けた団体の申請書、活動報告書などの情報は、公開を求められた際には、開示させていただきます。(但し個人情報除きます。)
- 活動内容について、広報よこはま都筑区版や横浜市都筑区社会福祉協議会の広報紙「しゅんらん」、その他、ホームページ等に掲載させていただく場合があります

助成決定後、活動の実施にあたって

助成決定後、活動の際には「つづき あい基金」の助成金の交付を受けている活動であることを広く周知できるよう、活動に関わる周知物や会議資料、報告書などに次の事項を表示してください。

「この活動は、「つづき あい基金」助成金の交付を受けています。」

都筑区福祉保健計画推進のマスコットキャラクター「つづき あい」)



活動終了後の報告にあたって

活動終了後1ヶ月以内に「活動報告書」「収支決算書」等をご提出いただきます。

(1) 活動報告書 (様式4-1、4-2)

(2) 収支決算書 (様式5)

その他

- ・ 活動状況や購入した物品がわかる写真、ちらし
- ・ 助成金を使って完成した印刷物
- ・ 物品等を購入した領収書について、提出は不要ですが、年度終了後、団体で5年間保管してください。

※様式は、本会ホームページからダウンロードできます。

○助成した費用が余った場合には、助成金を戻していただきます。

令和5年度『つづき あい基金』助成金申請書

社会福祉法人横浜市都筑区社会福祉協議会会長 様

令和 年 月 日

令和5年度「つづき あい基金」助成金の交付を受けたいので必要書類を添付し申請します。

申請団体	ふりがな				
	団体名				
	ふりがな	住所 〒			
	代表者		電話	FAX	
			メール		
	ふりがな	住所 〒			
連絡担当者名	電話		FAX		
	メール				
※代表者と連絡者が同じ場合は「同上」と記入					
助成申込金額		円 (千円単位)			
実施事業 (いずれかに☑して ②～④については 実施内容等について ご記入ください。)	<input type="checkbox"/>	①新しい生活様式に合わせた、地域福祉保健活動を活性化するための活動方法や組織運営等のあり方に関する検討費用			
	<input type="checkbox"/>	②区計画及び地区別計画の推進に関する広報紙の発行			
		発行回数 (予定)	年間	回	合計発行 部数
	<input type="checkbox"/>	③新しい生活様式に合わせた、地域福祉保健活動を活性化するためのツール・資材の整備やホームページ、SNS等による周知・啓発に係る初期導入費用			
	購入予定品名 (購入予定時期)	品名： (月頃)			
	ホームページ、SNS等 による周知・啓発に 係る初期導入費用に ついて	周知啓発手段： 助成金の使途：			
<input type="checkbox"/>	④サロンなどの地域福祉保健活動の活動費（新規事業に限る）				
	開始時期	年	月～	活動場所	

事業対象者 (複数☑入れて ても可)	<input type="checkbox"/> 子ども・青少年	<input type="checkbox"/> 障害児者	<input type="checkbox"/> 高齢者	<input type="checkbox"/> その他
他団体との 連携(複数☑ 入れても可)	<input type="checkbox"/> 自治会町内会	<input type="checkbox"/> 地区社協	<input type="checkbox"/> 地区民児協	<input type="checkbox"/> NPO法人
	<input type="checkbox"/> 施設 ()		<input type="checkbox"/> その他 ()	

■ 地域や他団体との連携について（どのように連携や交流をする予定か）ご記入ください

■ 団体が抱えている課題や問題点についてご記入ください

(1)「区計画」もしくは「地区別計画」のどちらの計画を推進するか、☑をつけてください。(両方選択可)

<input type="checkbox"/>	区計画
<input type="checkbox"/>	地区別計画(地区名: _____)

※15地区の中から選んでご記入ください。

(2)上記(1)で「区計画」を選択した場合は、下記①の区計画に該当する重点項目に☑をつけてください。
 「地区別計画」を選択した場合は、地区別計画冊子に記載された目標または取組の該当する箇所を下記②にご記入ください。

①【区計画を選択した場合に記入】 (複数選択可)

	推進の柱	重点項目
区計画	1 であいが広まり、つながりのある地域づくり	<input type="checkbox"/> 1-1 地域の力を強くする基盤づくり
		<input type="checkbox"/> 1-2 地域課題解決に取り組む人材の支援や新たな人材の育成
		<input type="checkbox"/> 1-3 お互いを理解し、様々な人が地域と関わる共生・共創の仕組みづくり
	2 お互いにささえあい、必要な人に支援が届く仕組みづくり	<input type="checkbox"/> 2-1 支援が必要な人に必要な情報を届ける
		<input type="checkbox"/> 2-2 様々な人がつながり、お互いに支え合える地域づくり
		<input type="checkbox"/> 2-3 いきいきと健やかに暮らせる地域づくり
	3 地域における様々な主体が連携しながら、地域がもつ力をわかちあえる地域づくり	<input type="checkbox"/> 3-1 幅広い区民参加の促進
		<input type="checkbox"/> 3-2 多様な主体の連携・協働による地域づくり
		<input type="checkbox"/> 3-3 地域福祉保健活動を広げるための環境づくり

②【地区別計画を選択した場合に記入】

地区別計画冊子に記載された目標又は取組の該当箇所をご記入ください	
----------------------------------	--

(3)取組目標及び取組内容

* 取組もうと考えている活動により、都筑区地域福祉保健計画の「区計画」もしくは「地区別計画」で掲げられた目標がどのように推進できるか、取組目標と取組内容、得られる効果を具体的にご記入ください。

※ご記入いただいた個人情報は、「つづき あい基金」助成金に際して助成可否の連絡等に使用するものであり、ご本人の承諾がない限り、利用目的以外に個人情報を使用したり、第三者に提供することはありません。

【活動計画書】

(様式2)

* 年間活動スケジュール（資材・物品購入で申請する場合は記入不要です。）

月	日時	活動内容	活動場所	参加者数	備考
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
1					
2					
3					

【収支予算書】

※収入金額と支出金額は同額になります。

※申請する活動にかかる経費のみ計上してください。

<単位:円>

	項 目	金 額	内 訳
収 入	つづき あい基金助成金 申請額		
	自主財源		
	参加者負担金		
	その他()		
	その他()		
	その他()		
	合 計		

<単位:円>

	項 目	金 額	内 訳
支 出	消耗品費		
	印刷費		
	通信運搬費		
	使用料		
	交通費		
	謝金		
	研修費		
	保険料		
	その他()		
	その他()		
合 計			

※支出内訳は、算出根拠がわかるよう記入してください。

区連会 5月定例会説明資料
令和5年5月19日
都筑区社会福祉協議会

令和5年5月吉日

自治会町内会長 様

日本赤十字社神奈川県支部
横浜市地区本部都筑区地区委員会
委員長 佐々田 賢一

令和5年度赤十字募金(会費)の募集について (お願い)

新緑の候ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より赤十字事業の推進には、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、赤十字募金の募集につきましては、本年度も6月及び7月を推進期間として実施させていただくことになりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、募集期間を12月末まで延長して受付をさせていただきます。自治会町内会のみなさまにおかれましては、ご事情にあわせて柔軟にご対応いただきますようお願いいたします。

つきましては、募金募集に係る資材を自治会町内会から事前アンケートに基づき指定された場所に5月下旬までにお送りいたしますので、ご協力の程お願い申し上げます。

なお、募金の使途等につきましては、同封いたしました冊子「わたしたちの神奈川だから」で詳細なご説明をさせていただいております。また、都筑区におきましても、別紙のとおり、赤十字の事業等に反映させていただいておりますので、併せてご参照ください。

皆様にはたいへんお手数をおかけいたしますが、趣旨をご理解いただき、募金にご協力くださいますようお願い申し上げます。

< 事務局 >

社会福祉法人

横浜市都筑区社会福祉協議会

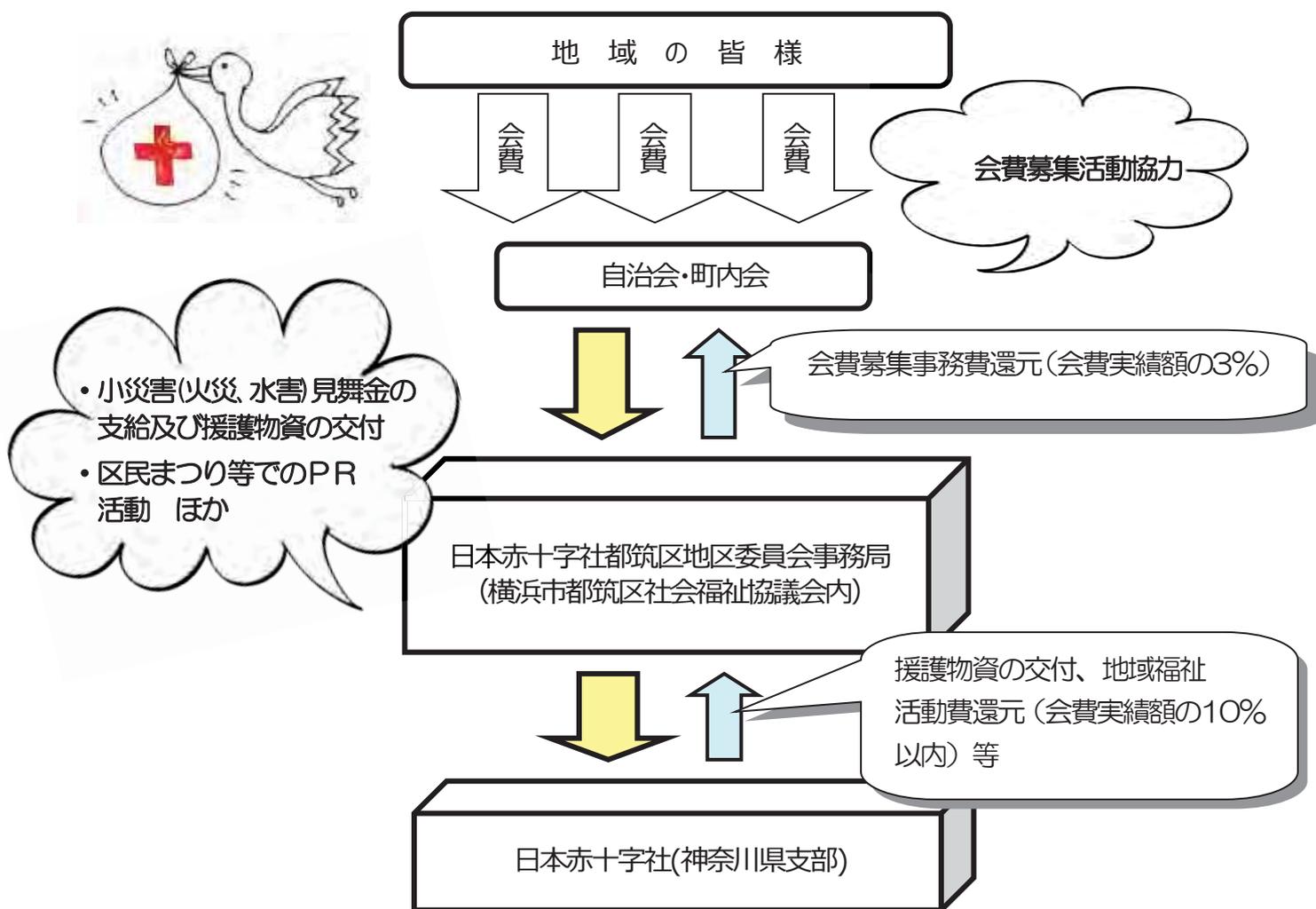
担当：鮎澤・浅賀

電話：943-4058

FAX：943-1863

E-mail：info@tuzuki-shakyo.jp

赤十字会費の流れと使いみち



◆災害救護活動◆

今後起こると予測される災害に備え、医療救護班等の教育訓練や各種救護資機材の整備に活用されます。

◆救急法、家庭看護法等の講習◆

一人でも多くの方の尊い命を守るために、救急法などの各種講習会の普及に活用されます。

◆国際活動◆

赤十字は、国際的なネットワークを活かし、共通の理念のもとに国境を越えて人道的な活動を行っています。

赤十字では、これらの活動の他に、医療事業、血液事業、奉仕団活動、青少年赤十字事業、福祉事業など、地域に根ざしたさまざまな活動を展開しています。



日赤都筑区地区委員会
(都筑区社会福祉協議会内)
TEL: 943-4058

＜赤十字募金(会費)募集に際してのご留意点＞

1. 送付資材、書類等

	資 材 、 書 類 等	数 量
①	協賛委員委嘱状	1 枚
②	受領証（10枚綴り）	※調査報告数
③	広報冊子「わたしたちの神奈川だから」	回覧数分
④	広報ポスター（A4）	掲示板数分
⑤	広報用チラシ	※調査報告数
⑥	募金用封筒	※調査報告数
⑦	表彰対象者名簿用紙	1 枚
⑧	横浜農協あて振込依頼書（お振込みの場合に使用）	1 枚

※ 調査報告数は、令和5年3月に依頼いたしました「令和5年度 赤十字募金（会費）運動用必要資材調査票」にてご回答いただいた数です。提出がなかった自治会町内会につきましては、昨年度実数、世帯数・班数等を参考にお送りしています。

2. 目安額

1世帯あたり200円とさせていただきますが、あくまで収支予算を立てるための基準額です。決して強制される金額ではございませんので、募集に際して強制的な印象を与えないよう、特段のご配慮をお願いいたします。

3. 募集推進期間

6～7月（募集期間は12月末まで受付いたします。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも柔軟な対応をお願いいたします。）

4. 門標について

日本赤十字社では500円以上の募金をいただいた方を「協力会員」と呼び、協力会員門標をお渡ししています。地区内で対象の方がおられましたら、お手数ですが事務局（電話：943-4058）まで必要枚数をお知らせください。ご担当者様あてに門標をお送りいたします。

また、2,000円以上の募金をいただいた方で日本赤十字社への会員登録を希望される方がおられましたら、同じく事務局（電話：943-4058）までご連絡ください。会員登録をされた方には会報などを日本赤十字社より送付させていただきます。

5. 表彰について

1回の募金額が2万円以上の方につきましては、表彰の対象となりますので、大変お手数をおかけいたしますが、同封いたしました⑦表彰対象者名簿用紙に対象となる方のおところ、お名前、募金金額をご記入のうえ、事務局までご郵送、FAXまたは直接ご持参くださいますようお願いいたします。

なお、この名簿は表彰についてのみ使用し、他の目的では使用いたしません。

■ご郵送先：〒224-0006
都筑区荏田東4-10-3
港北ニュータウンまちづくり館内
社会福祉法人 横浜市都筑区社会福祉協議会内
日赤都筑区地区委員会 あて
■FAX：943-1863

6. 受領証について

受領証が必要な方には、同梱いたしました②受領証の発行をお願いいたします。
なお、受領証の控えは事務局へご提出いただく必要はございません。

7. 資材の不足分について

募金用資材は、資材調査の結果と昨年度の実績をもとに発送させていただきましたが、不足物品がございましたら追加配布いたしますので、事務局（電話：943-4058）までご一報くださいますようお願いいたします。

8. 納入方法

次のいずれかの方法で納入をお願いいたします。

(1) お振込みの場合

同封の⑧振込依頼書をご利用ください。予め、下記内容が記載されております。

* この振込依頼書をご利用の場合は手数料が免除されます。

横浜農業協同組合 東方支店
(普) No. 3176678
せきじゅうじかいひじむきよく じむきよくちょう くどう ひさし
赤十字会費事務局 事務局 長 工藤 久

お振り込みされる際の注意事項【必ずお読みください】

- ① 総額が10万円以上であった場合、金融機関窓口では個人を証明する書類の提示が必要になります。募金を金融機関へ持参される方は、必ず個人を証明する書類（運転免許証、パスポートなど）をご持参ください。
都筑区社会福祉協議会窓口にお持ちいただく場合（下記（2）参照）は、個人を証明する書類の提示は不要です。
- ② 「ご依頼人」欄に「自治会町内会名」を記入すると、「自治会町内会」の関係書類（規約や名簿等）の提示を要求される場合がございますのでご注意ください。
- ③ どの自治会町内会からの入金かを事務局で確認させていただく関係上、各自治会町内会に番号を設け、あらかじめ振込依頼書の『ご依頼人欄』に番号を記入しております。各自治会町内会の番号については、4ページ「令和5年度都筑区自治会町内会一覧」をご確認ください。

（2）お持ち込みの場合

港北ニュータウンまちづくり館内にごございます都筑区社会福祉協議会窓口まで現金をお持ちください（平日の9時～17時）。金額が確定されている場合にはその場で領収証をお渡しします。金額が確定されていない場合は、その場で仮受領書をお渡しし、後日、領収証をお送りいたします。

9. その他

区内の募金集約が終わりましたら、各地区へ事務費(募金実績額の3%)及び、地域福祉活動費(共同募金実績の10%以内)を交付させていただきます。交付時期は例年、翌年の3月頃になります。

令和5年度都筑区自治会町内会一覧(令和5年3月末現在)

番号	自治会・町内会名
1	東山田一丁目町内会
2	東山田二丁目町内会
3	東山田三丁目町内会
4	東山田四丁目町内会
5	東山田第五町内会
6	東山田第六町内会
7	東山田第七町内会
8	コンフォール東山田自治会
9	南山田町内会
10	北山田町内会
11	すみれが丘町内会
12	大瀬町内会
13	中川西町内会
14	中川東町内会
15	牛久保東町内会
16	牛久保西町内会
17	牛久保町内会
18	あゆみが丘町内会
19	勝田町町内会
20	勝田南町内会
21	茅ヶ崎東町内会
22	茅ヶ崎南第一町内会
23	茅ヶ崎南第二町内会
24	茅ヶ崎中央町内会
25	ライオンズヴィアール自治会
26	コンフォールセンター南自治会
27	勝田団地第1自治会
28	勝田団地第2自治会
29	勝田団地第3自治会
30	勝田団地第4自治会
31	新栄町町内会
32	早瀬一丁目町内会
33	早瀬二丁目町内会
34	早瀬三丁目町内会
35	仲町台パークヒルズ自治会
36	川向町内会
37	大熊町内会
38	折本町内会
39	東方町内会
40	仲町台三丁目自治会
41	平台町内会
42	長坂町内会
43	プロムナード仲町台管理組合自治会
44	仲町台中央町内会
45	ヴェレーナ港北ニュータウン自治会
46	仲町台4丁目自治会
47	根岸自治会
48	池辺町中里自治会

番号	自治会・町内会名
49	池辺町八所谷戸自治会
50	池辺町滝ヶ谷戸自治会
51	池辺町上藪根自治会
52	池辺町下藪根自治会
53	池辺町川内自治会
54	星谷自治会
55	坊方自治会
56	佐江戸町内会
57	ライブタウン中山自治会
58	加賀原一丁目自治会
59	加賀原二丁目自治会
60	シンフォニックヒルズ自治会
61	加賀原夕月野自治会
62	港北ニュータウンハーモニーヒルズやすらぎの街自治会
63	川和町内会
64	都筑ヶ丘住宅自治会
65	都筑が丘第2自治会
66	川和台自治会
67	川和団地自治会
68	二の丸自治会
69	フォーチュンスクエア都筑中山自治会
70	大丸自治会
71	メゾン桜が丘自治会
72	荏田南一丁目自治会
73	荏田南二丁目自治会
74	荏田南三丁目第一自治会
75	荏田南三丁目第二自治会
76	かしの木台ハイツ自治会
77	しいの木台ハイツ自治会
78	グランノア港北の丘自治会
79	矢羽根自治会
80	荏田東1丁目自治会
81	荏田東2丁目自治会
82	荏田東三丁目自治会
83	荏田東4丁目自治会
84	メゾンふじのき台自治会
85	港北ガーデンホームズ自治会
86	クレストヒルズ自治会
87	ルネサンスガーデンセンター南自治会
88	グランスイートセンター南自治会
89	富士見が丘自治会
90	見花山自治会
91	市営つづきが丘住宅自治会
92	エステ・スクエア自治会
93	高山自治会
94	タンタタウン自治会
95	荏田南四丁目自治会
96	荏田南五丁目自治会
97	荏田南町自治会

番号	自治会・町内会名
98	緑ヶ丘自治会
99	エステ・スクエアセンター北自治会
100	港北ニュータウンパークサイドハイツ自治会
101	港北パークヒルズ自治会
102	ビュープラザセンター北自治会
103	ララヒルズ自治会
104	エステ・ガーデンセンター北自治会
105	きらめきの街自治会
106	港北ニュータウンルミエラガーデンズ自治会
107	サントウール中川分譲住宅自治会
108	ウエストエミナンス自治会
109	港北ガーデンヒルズ自治会
110	フォレストパーク四季彩の丘自治会
111	センター北・中川中央町内会
112	港北センタープレイス自治会
113	THE CENTER HOUSE自治会
114	港北ファミリーハイツ自治会
115	港北ニュータウン・イオ自治会
116	港北ニュータウンレフリアパークアネシスマンション自治会
117	中銀町会
118	グレースシアパーク仲町台自治会
119	早瀬工業団地自治会
120	桜並木町内会
121	仲町台二丁目町内会
122	みずきが丘自治会
123	シーズンプレイス自治会

①協賛委員委嘱状



②受領証 (10枚綴り)



③広報冊子

「わたしたちの神奈川だから」



④広報ポスター (A4)

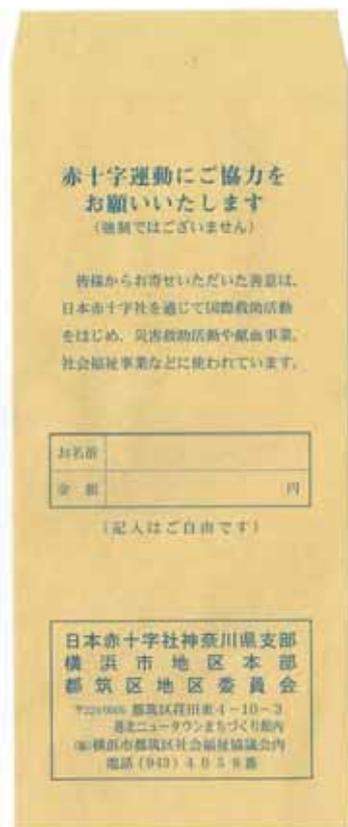


⑤広報用チラシ 表面

裏面



⑥募金用封筒



⑧横浜農協あて振込依頼書

専門家と一緒に自治会町内会の魅力アップ・課題解決を支援

「都筑スタイル 都筑の自治会町内会応援事業」について

都筑区では、123の自治会町内会が地域のために積極的に活動しています。

この度、都筑区役所は、株式会社イータウンと協働し、区内自治会町内会の皆様の「担い手育成」「広報のICT化」「イベント実施」など様々な分野での魅力アップ・課題解決をサポートすることで、自治会活動がもっと楽しく、クリエイティブになるスタイル（都筑スタイル）を目指し、6つの項目から総合的に支援する『都筑スタイル 都筑の自治会町内会応援事業』を実施します。

事業概要

【4月会長あて依頼済、5月区連会で会長あて再周知・ポスター掲出依頼中】

1 都筑スタイル キックオフセミナー（6月）

自治会町内会活動をはじめとした地域活動の魅力アップ・団体同士のつながり・人材発掘など都筑らしいスタイルの地域活動を一緒に考えるトークセッションや参加者同士の交流も行います。

開催日時 令和5年6月24日（土）10時～12時



【5月区連会で会長あて依頼中】

2 自治会町内会向けアドバイザー派遣（6月～）

個々の自治会町内会のニーズや課題に合わせて選定した専門家がご希望の日時・場所で、個別に事例紹介やアドバイスなどを行います。



3 集合コンサルティング（9月～）

自治会町内会での自主防災活動をテーマに人が集まる、楽しめる新しいアイデアの提供や互いの活動を学び合うコンサルティングを行います。

4 イベント・事業実施サポート（7月～）

専門家からのアドバイスやコンサルティング等を通じて創出された、やってみたい事業やイベントを株式会社イータウンの専門スタッフがサポート。今後の本格実施につなげます。

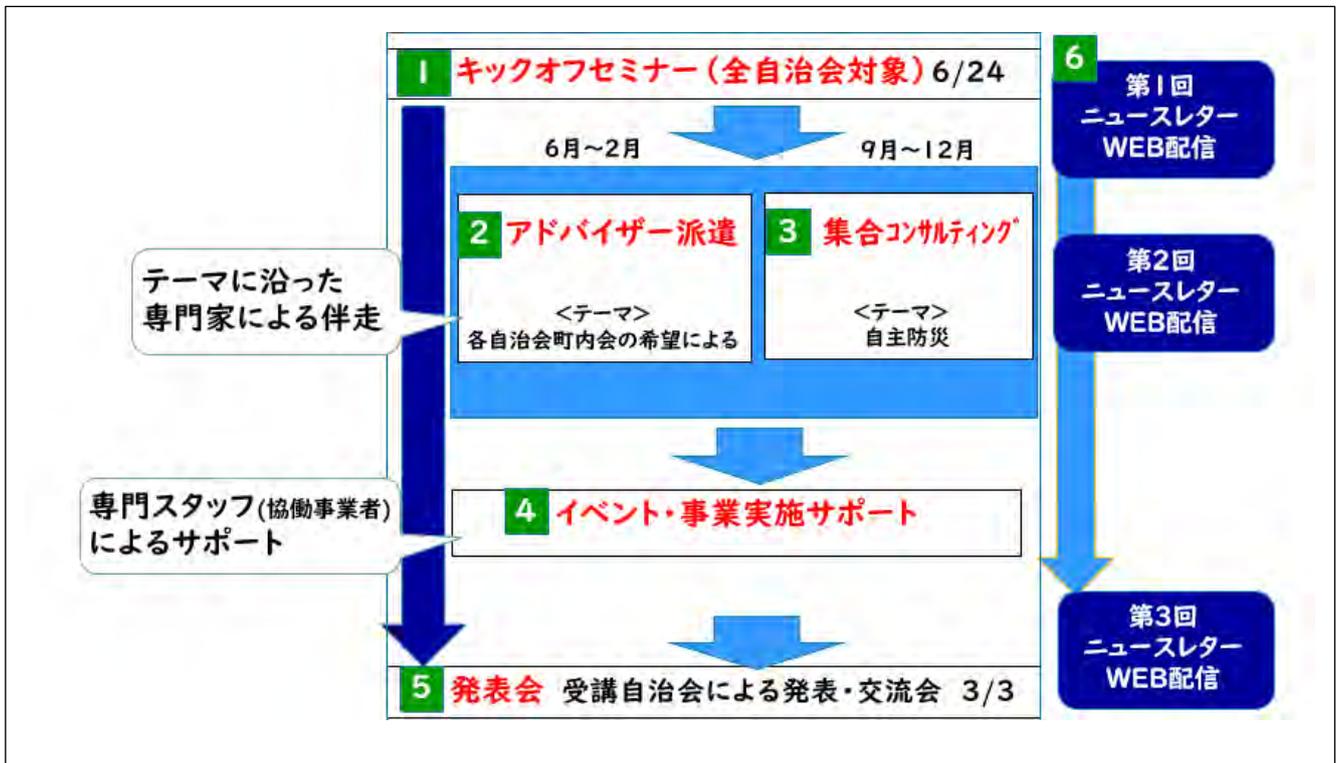
5 発表会（3月）

事業へ参加した自治会町内会が互いに取組を発表し、講師や参加者同士での交流を行います。

6 ニュースレターでの発信（年3回）

事業の内容や進捗、生き生きと活動する様子を、区内全ての自治会町内会へお伝えします。

事業のイメージ図



詳細は、都筑区ホームページで随時お知らせします→



協働事業者「株式会社イータウン」について

2004年7月設立。「caféから始まるおもしろまちづくり」をキャッチフレーズに2005年から港南台タウンカフェを運営。まちづくり実践者として、地域の多様な団体・市民参加型のまちづくりを目指す。代表取締役の齋藤 保氏を中心に、コミュニティカフェ・ソーシャルビジネス支援として運営支援や人材発掘・育成事業を展開するほか、自治会町内会の役員向け講座、マンションの自治会会員向け交流会の開催等の実績がある。

自治会活動をもっと楽しく！クリエイティブに！

都筑スタイル

都筑の自治会町内会応援事業

自分たちの「まち」をより良くするために
一緒に取り組もう！考えよう！学ぼう！

都筑スタイル キックオフセミナー

自治会町内会活動をはじめとした地域活動の魅力アップ・団体同士のつながりづくり・人材の発掘など
都筑らしいスタイルの地域活動を一緒に考えませんか？
居場所づくりの実践者によるトークや参加者同士の交流も行います。

日時 6月24日(土) 10時～12時 (受付開始 9時30分)

場所 都筑区役所 6階大会議室 **費用** 無料
(都筑区茅ヶ崎中央 32-1)

・プログラム・

トークセッション

「新しい地域活動スタイル～地域の居場所と出番づくり～」

つながり café タイム

みんなで学び合おう地域の新しいカタチ



登壇者

石井 大一郎氏

齋藤 保氏

国立大学法人宇都宮大学
地域デザイン科学部准教授

株式会社イータウン 代表取締役

＊ 受講対象者・定員(先着順)

- (1)区内自治会町内会の会長や役員等：60名
- (2)区内で地域活動や社会貢献活動等に
取り組んでいる人や関心のある人：20名

＊ 申込方法

電子申請システムでの申請または右記【申込事項】を記入して
Eメール、FAX、窓口への持参のいずれかでお申し込み下さい。

電子申請システム

右の二次元コードからアクセスしてください



Eメール

tz-chiikiriyoku@city.yokohama.jp

FAX

045-948-2239

窓口への持参

都筑区地域振興課地域力推進担当
(都筑区役所5階54番窓口)あて

＊ 申込締切：6月16日(金)

- ・いただいた個人情報は、都筑区役所及び株式会社イータウンの協働事業である「都筑の自治会町内会応援事業」の目的のみに使用します。
- ・当日の様子を撮影し、区のホームページや広報紙に掲載する可能性がありますので御了承ください。

問合せ先：都筑区地域振興課地域力推進担当 電話番号：045-948-2474 FAX：045-948-2239

本事業は、株式会社イータウンと横浜市都筑区の協働事業です。

詳細はこちら



＊ 申込事項

- ①タイトル：「都筑スタイル キックオフセミナー申込」
- ②どちらの申込区分か：
 - (1)自治会町内会関係(区内自治会町内会の会長や役員等) か
 - (2)地域活動関係(区内で地域活動や社会貢献活動等に
取り組んでいる人や関心のある人)
- ③所属団体名(自治会町内会名や地域活動団体名等。ない場合は「なし」と記入)
- ④申込者氏名(ふりがな)
- ⑤電話番号
- ⑥Eメールアドレス ※任意





プログラム

トークセッション

「新しい地域活動スタイル～地域の居場所と出番づくり～」

最近の地域づくりに関する事例紹介と、地域における自治会町内会や居場所について、
登壇者お二人のお話を伺います。



つながり café タイム

一息つきながら休憩時間。自治会町内会の方や
地域活動を行っている方・関心のある方も参加していますので是非交流の時間にも。



みんなで学び合おう地域の新しいカタチ

会場に集まったみなさんと近隣の活動状況を共有したり、気づきや課題を共有したり、
地域活動について学び合う機会です。



登壇者紹介

石井 大一郎氏

〔 国立大学法人宇都宮大学
地域デザイン科学部准教授 〕

宇都宮大学准教授のほか、一般社団法人とちぎ市民協働研究会副理事長。

栃木県を中心に、福島県、神奈川県で、まちづくり塾主宰、自治会町内会のまちづくり支援を行う。近年では、若者や地域企業のまちづくり参加に数多く関わる。

横浜市ではこれまでに、認定 NPO 法人市民セクターよこはまの理事・事務局として、横浜市市民活動支援センター副責任者、西区市民活動支援センター、市民まちづくり応援室室長を担当。その他、地域づくり大学校、よこはま食事サービス連絡会事務局、自治会町内会のまちづくり支援に従事。モットーは「1人で見える夢は夢に終わるけれど、3人いれば始められる。5人いればなんだってできる。」

齋藤 保氏

〔 株式会社イータウン 代表取締役 〕

2000年港南区民会議公募委員として地域まちづくりに参加。2005年からは「cafeから始まるおもしろまちづくり」をキャッチフレーズに横浜港南台商店会、まちづくりフォーラム港南との三者連携で「港南台タウンカフェ」を運営。

地元自治会町内会や学校、行政等との連携で、市民参加型のまちづくりを実践。一方、まちづくりコーディネーターとして市民参加型の居場所づくりの研修や、活動・運営支援、人材発掘・育成事業を展開している。

自治会町内会の活動に加えて、商店会や中間支援組織のNPO、団体、企業、行政など地域力活性化の事業で幅広く地域と連携している。

近著「コミュニティカフェ～まちの居場所のつくり方、続け方」学芸出版社(2020年)



令和5年度
都筑区の自治会町内会を対象にした

アドバイザー 派遣のお知らせ

無料

先着順4地区

多世代が交流できる
居場所はどうやってつくるの？

若い世代が
参加する活動ってなに？

加入者を増やしたい

広報紙をリニューアルしたい



などなど・・・様々な希望や疑問に
アドバイザー(専門家)を派遣します

こちらから伺います

本事業は、株式会社イータウンと横浜市都筑区の協働事業です

おすすめポイント

ポイント 1

ニーズに合わせてアドバイザーを選定します。



ポイント 2

ご希望の日時・場所にアドバイザーがお伺いします。
(上限3回・土日可)



ポイント 3

皆さんの活動の魅力アップ・効率化につながります。



支援実績例

- 会員のニーズをとらえた活動の在り方の検討(タンタタウン自治会・大丸自治会)
- 自治会で運用中のホームページの更新に関する技術的アドバイス(荏田南四丁目自治会)
- 多世代・子どもの交流の場づくり(荏田東二丁目自治会・都筑ヶ丘住宅自治会)
- ホームページとSNS(LINE・Facebook)などを組み合わせたタイムリーな情報発信(メゾンふじのき台自治会・富士見が丘自治会・港北センタープレイス自治会)



荏田東二丁目自治会での様子



港北センタープレイス自治会での様子

専門スタッフがアドバイザーの選定から派遣までサポート!

みなさま、こんにちは! 専門スタッフの(株)イータウンです。
地域の団体などと連携した地域交流活動の企画運営などを行っています。みなさまの「こうありたいな」「こうやってみたい」といったニーズを区の職員と一緒に丁寧にお伺いし、アドバイザーの選定から派遣までサポートさせていただきます。



利用した自治会の声

▶ ホームページやSNSの活用事例を知って、広報のツールが増えるきっかけに



富士見が丘自治会 神原 正明 会長

試作ホームページの公開後には、月1,500件のアクセスを記録。
自治会活動を知ってもらえる広報ツールが増えたと感じています！

きっかけ

自治会員への広報は、チラシの配布や回覧、掲示板を中心に行ってきましたが、「もっと地域の方にイベントや活動の様子・魅力をPRしたい、タイムリーに情報を発信したい」と考えていました。

ただ、ホームページ(以下、HP)やSNSを使うなら、どんな種類とメリット・デメリットがあるのか、どのようにすれば継続的な運用ができるのか等を検討する必要がありました。

この募集案内を見て問い合わせたところ、「自治会の希望に合わせて、専門家が事例紹介したり、一緒に考えたりします。気軽に御利用ください」ということで、まずは活用事例を知ろうと思いを申し込みました。



自治会のホームページ

アドバイスを受けてみて

自治会役員や関係団体のメンバーを中心に、ICT導入プロジェクトを発足。自治会館に集まり、3回のアドバイスを受けました。

HPを作るのか、FacebookやLINEを使うのか等、アドバイザーから提供された様々な事例や機能に関する資料や説明をもとにメンバーで比較検討・協議し、**オリジナルのHPを作ることにしました**。検討を進める中で出てきた疑問や課題に、**アドバイザーから臨機応変に助言してもらえたことが、とても役に立ちました**。

また、自治会のHP作成に興味がある人が中心となって他の町内会へヒアリングに行くなど、運用に向けた積極的な検討により、**初回アドバイスから3か月後には、HPテスト稼働として公開を始めました**。

「公園愛護会」「子ども会」「ふじみ会」など**関係団体と連携して、活動が身近に感じられる情報発信**をしていきたいです。



アドバイザーとの話し合い

アドバイザーから

自治会の皆様が望む完成形に向けて、一番良い選択ができるような事例紹介や、自治会の体制に合ったルール作りを提案しました。

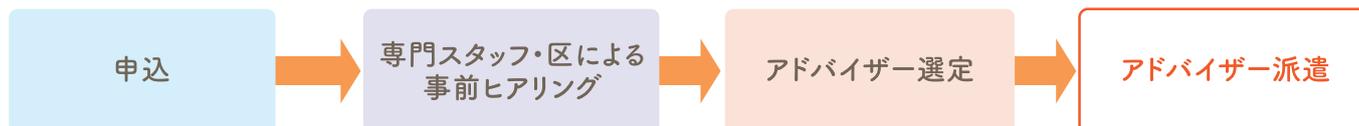
「誰もが、簡単に、楽しく、持続的に」を心掛けてアドバイスさせていただき、試作HPが完成して、とても嬉しく思います。

お申込について

ご利用いただける団体

単位自治会町内会または地区連合町内会自治会

派遣までの流れ



電子申請システムでお申込みいただくか、同封の「都筑区アドバイザー派遣申込書」に必要事項を記入し、下記のEメールまたはFAX宛先へご提出ください。

電子・申請システム



Eメール tz-chiikiriyoku@city.yokohama.jp

FAX 045-948-2239



6月28日(水)までは、当事業の派遣実績のない自治会町内会を優先します。

※申込内容及びアドバイザーとの調整結果によっては、ご希望に添えない可能性がありますのでご了承ください。

※自治会町内会の課題に応じて、都筑区がアドバイザーを選定し、無料で派遣します。

ただし、法律相談等や活動の業務代行となる派遣は行いません。

また、アドバイスの実施場所は、原則、各自治会町内会でご手配ください。

※内容によっては、ワークに必要な物品等を各自治会町内会でご用意いただく場合があります。

本事業による個別アドバイスを受けている又は過去に受けたことがある団体を対象に、「イベント・事業実施サポート」もご用意しています(先着順3地区)。詳細は下記担当までお問い合わせください。

自治会活動をもっと楽しく!クリエイティブに!

都筑スタイル

都筑の自治会町内会応援事業

お問合せ・お申込先

都筑区 地域振興課地域力推進担当

Email: tz-chiikiriyoku@city.yokohama.jp 電話:045-948-2474 FAX:045-948-2239

都筑区役所からのお知らせ

鶴見川・早淵川周辺に設置した 防災用スピーカーの試験放送を実施します！

近年は、全国的に大規模な河川の氾濫や浸水による水害が多発し甚大な被害が発生しており、都筑区においてもいつ発生してもおかしくない状況です。都筑区では風水害対策の一つとして区独自の防災用スピーカーを鶴見川・早淵川周辺に 13 基設置しており、いざ災害が起きそうなときには、この防災用スピーカーを活用して大雨に関する情報や避難情報などを川沿いの皆様方にお伝えしております。

今年度は、防災用スピーカーを一斉に鳴らし試験放送を実施いたします（一部別日に実施）。近隣地域の皆様方におかれましては大きな音が鳴りますので、御理解・御協力をいただきますようお願いいたします。

1 放送日時

- (1) 下記 (2) 以外の 12 基の防災用スピーカー

令和 5 年 7 月 15 日（土） 10 時 00 分～10 時 10 分（予定）

- (2) 東山田地域ケアプラザ設置の防災用スピーカー

令和 5 年 7 月 18 日（火） 10 時 00 分～10 時 10 分（予定）

2 放送する防災用スピーカーの設置場所

鶴見川沿い	早淵川沿い
①川和車両基地（川和町 379）	⑧中川中学校グラウンド（大柵町 240）
②佐江戸公園（佐江戸町 276-1）	⑨大柵町公民館（大柵町 477）
③川内自治会館（池辺町 4364-9）	⑩勝田会館（勝田町 1333）
④日東樹脂工業(株)屋上（池辺町 4792）	⑪早淵かなりあ公園（早淵 3-42）
⑤川向町土木事務所資材置場 （川向町 155）	⑫早淵三丁目こどもの遊び場 （早淵三丁目第三京浜高架下）
⑥川向しものや公園（川向町 1266）	⑬東山田地域ケアプラザ （東山田町 270）
⑦折本町西耕地公園（折本町 154-5）	

※裏面の地図を参照ください。

3 内容

サイレン音及び試験放送を 5 分程度放送 します。

4 その他

大雨警報等の発表により区災害対策本部を設置したときなどは試験放送を中止します。

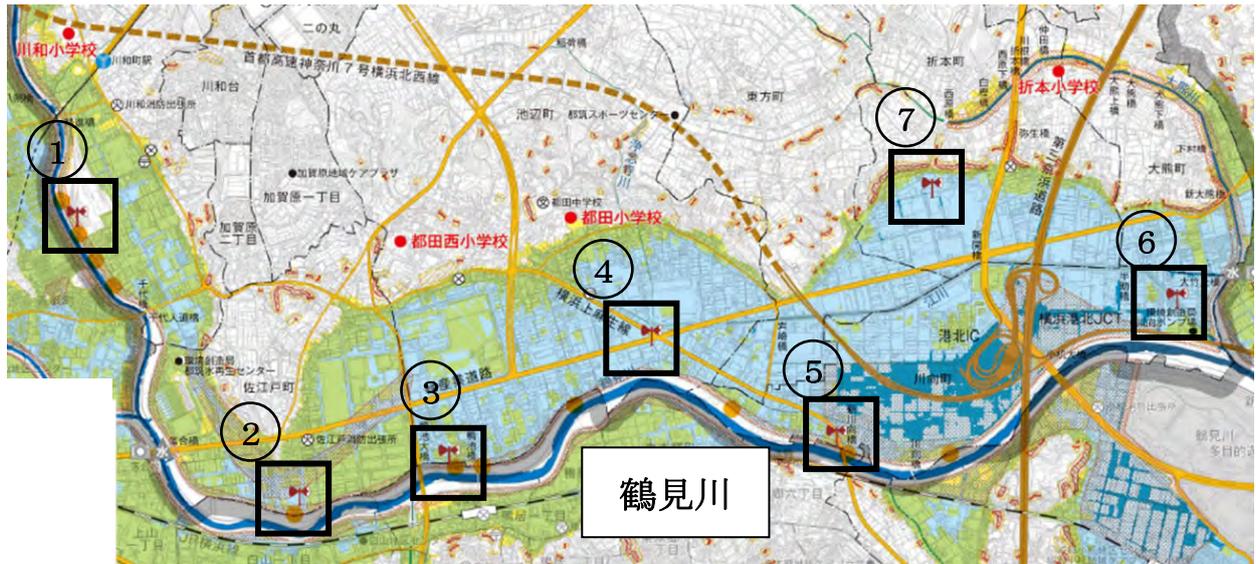
【裏面あり】

鶴見川・早淵川周辺にお住いの皆様へ！

今回の試験放送では、どのような環境だと聞こえるか、各自宅等でご確認ください（窓を閉めていたら内容までは聞き取れないが、窓を開けることで聞き取れる等）。

なお、災害時は、防災用スピーカーの他、市や区のホームページ、防災情報Eメール、関係機関と連携した車両による広報などにより皆様方に情報をお伝えしております。

<鶴見川沿い防災用スピーカーの設置場所>



<早淵川沿い防災用スピーカーの設置場所>



お問合せ先：都筑区役所総務課
兼重、野崎
電話番号：948-2212

災害時要援護者支援事業へのご協力について（依頼）

日頃から、災害時要援護者支援事業にご協力いただき、ありがとうございます。

昨年度、ご協力いただいた自治会町内会アンケートでは、多くの地区で、要援護者支援の取組が進められていることがわかりました。一方で、取組を進めていく上で課題がある、というご意見もたくさんいただきました。

このたび、災害時要援護者支援の取組をより多くの方にご理解いただき、一層推進されることを目的として、「そなえあいブック」を発行しました。

【依頼事項】冊子の班回覧のお願い

区連会終了後、必要部数を送付します。

この資料をもとに各地区で話し合いなどを進めていただく場合は、担当がご説明に伺います。希望される場合は、お気軽にお声がけください。

なお、この冊子は、都筑区役所及び区内地域ケアプラザに配架しています。また、都筑区ホームページにも掲載しています。

・「そなえあいブック」

https://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki/kurashi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/saigai-shien/tuzukisonae.files/0029_20230405.pdf



・災害時要援護者支援事業「つづき そなえ」

https://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki/kurashi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/saigai-shien/tuzukisonae.html



担当 都筑区役所福祉保健課 林、那須

TEL：948-2344

Email：tz-tifuku@city.yokohama.jp

みんなで
取り組む

都筑区災害時要援護者支援「つづき そなえ」ガイドブック



そなえあいブック

災害時にも助け合えるよう、日頃からできることがあります



平成23年東日本大震災の死者・行方不明者

被害全体のうち 60歳以上の高齢者の割合 **約65%**

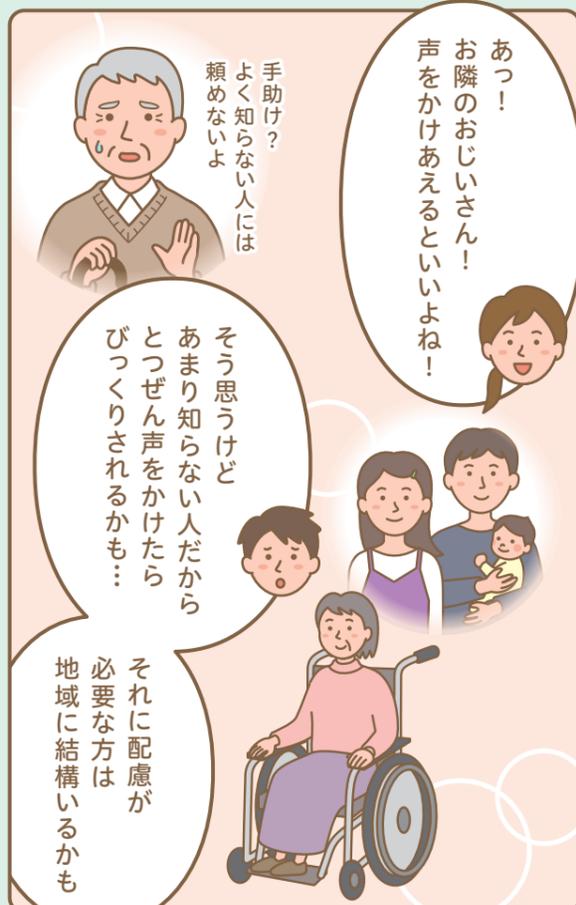
障害者の死者・行方不明者の割合 **健常者の約2倍**

【出典】内閣府 令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ第1回資料

近年の災害における犠牲者

65歳以上の高齢者の割合 ●令和元年台風第19号(東日本台風) **約65%**
●令和2年7月豪雨 **約79%**

【出典】内閣府 災害対策基本法等の一部を改正する法律案の概要



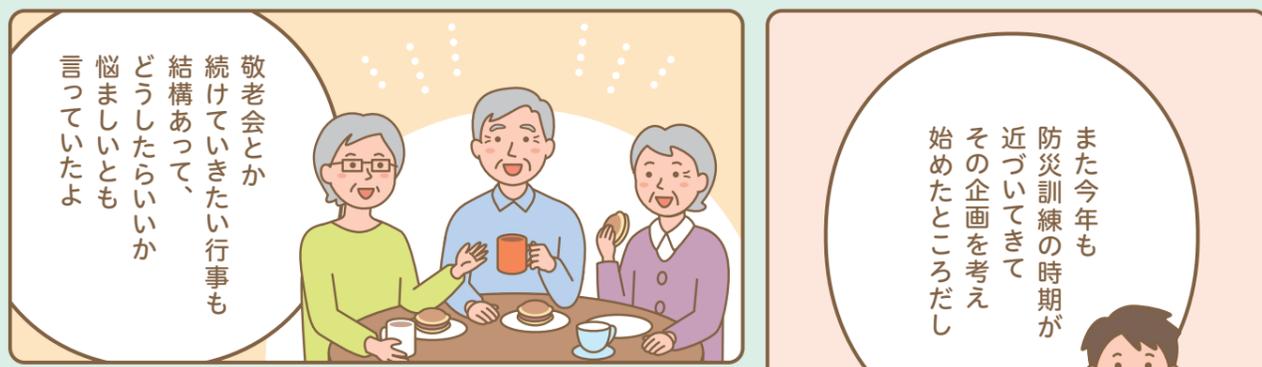
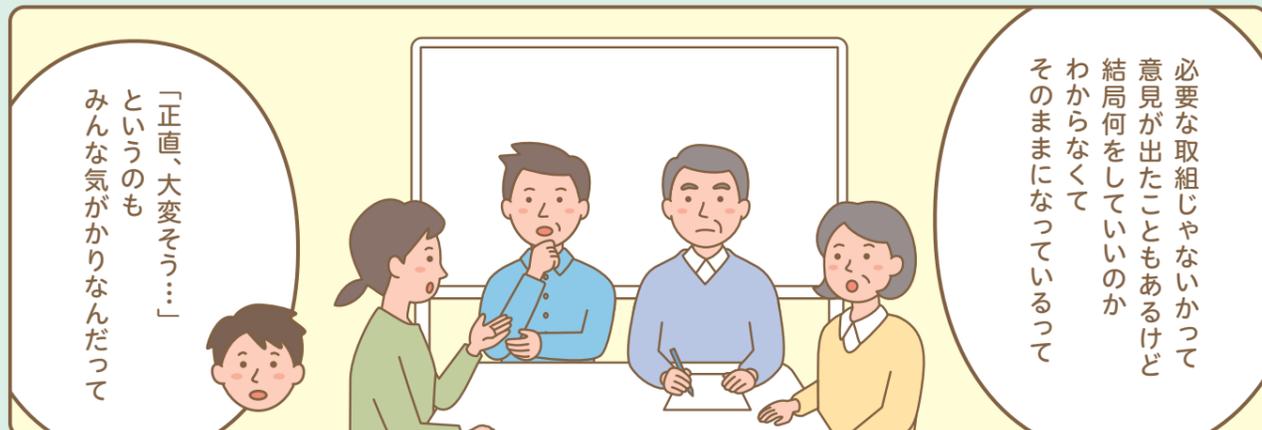
例えば、阪神・淡路大震災では自力脱出困難者のうち**約8割が、家族や近所の住民等によって救出されました。**

阪神・淡路大震災における救助の主体と救出者数

消防、警察自衛隊	約8,000人
近隣住民等	約27,000人

【出典】河田恵昭(1997)「大規模地震災害による人的被害の予測」自然災害科学第16巻 第1号





「災害時にも助けあえるよう、地域で日頃からの支えあいの関係を築く取組」を、都筑区では「つづき そなえ」と愛称をつけて推進しています。

「つづき そなえ」 = 地域での日頃からの支えあい + 災害時の要援護者支援

■ 地域での日頃からの支えあい

災害の被害を最小限にするためには、自助と共助がとても重要です。過去の災害では、特に発災直後は、多くの方が友人・隣人に助けられています。

自分や家族の備えをしておくとともに、地域で日頃から顔の見える、支えあいの関係を築くことが大切です。

■ 災害時の要援護者支援

乳幼児や高齢者、障害のある人、妊娠中の人、日本語の理解が十分でない外国人など、災害の時に自分だけで避難することが難しい方(災害時要援護者)は、特に配慮が必要です。



「つづき そなえ」は、実際にどこかで行われているの?

A もちろん! 都筑区内で、様々な取組が行われています!

「つづき そなえ」のような取組は、市民の責務です

横浜市では条例*を制定して、減災への取組や、自助及び共助に関する、市、市民及び事業者の責務を定めています。市民の責務としては、備蓄などのほか、地域で行う防災訓練への積極的な参加や、地域の助けあい、要援護者を地域ぐるみで守るよう努めることなどが定められています。(※横浜市震災対策条例、横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例)

市や事業者についてもそれぞれの責務が定められています。詳細は横浜市防災計画をご覧ください。(「震災対策編」第1部 第6章)

横浜市防災計画

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/bosaikeikaku/keikaku/keikakutou/>

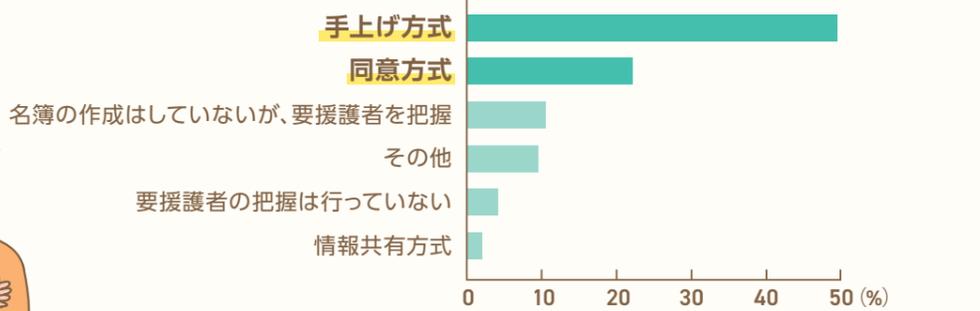


実は、私の地域でも「つづき そなえ」をやっていたりするのかしら? 誰に聞いたらいいんだろう?

A 「つづき そなえ」は、自治会町内会・連合町内会自治会などが中心となって行われていることが多いようです。他にも、マンション管理組合や民生・児童委員、地区社会福祉協議会、地域防災拠点など、地域の支えあい活動や防災活動との関わりが考えられます。

どのように要援護者を把握していますか？

※複数回答可 ※要援護者支援に関する取組を行っている自治会のみ回答



要援護者を把握して名簿を作成する場合、その方法は大きく分けて2つあります。地域で募集する方法と、区役所からの提供を受ける方法です。以下に簡単な概要をまとめました。

方法 ▶▶▶	① 地域で募集する(手上げ方式)	② 区役所から要援護者名簿の提供を受ける ※詳細は裏表紙を参照	
		同意方式	情報共有方式
対象となる方	地域独自で要件を設定できる (例)・70歳以上の方 ・不安な方はどなたでも	介護保険など制度利用により区で把握している 高齢者や障害者のうち一部の方	
名簿に掲載される方	「要援護者」として 名簿掲載を希望する方	地域に提供される名簿に 「要援護者」として載ることに 同意された方	地域に提供される名簿に 「要援護者」として載ることに 拒否の意思表示をされた方以外
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域と要援護者とのやりとりで登録される ● 地域との交流があまりない要援護者に名簿掲載の意向を伺う機会を作りにくい 	<ul style="list-style-type: none"> ● 区役所が要援護者に名簿掲載の意向を伺う 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域との交流の多少にかかわらず、要援護者に名簿掲載の意向を伺う機会をもてる

「つづき そなえ」の取組を検討するときのポイント

- **どんなことをやるか**(取組の中心となる活動)
- **誰を**(要援護者の設定)
- **誰が**(活動を行う人の設定)
- **実際に助け合いができるようにするための工夫**
(訓練や啓発、日頃からのつながり作り等)

最初から大きなことを組み立てようとせず、ちょっとした工夫でできそうな取組から地域の防災対策の中に取り入れていくのも一案です。



◀◀◀ 都筑区で「つづき そなえ」に取り組んでいる2つの自治会をご紹介します!



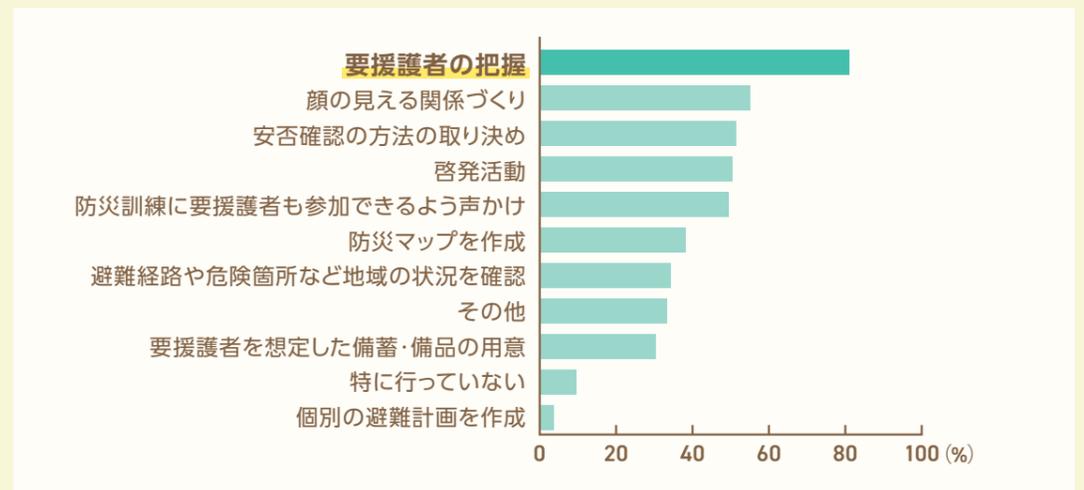
都筑区では、令和4年に自治会町内会(以下、自治会)に「つづき そなえ」についてアンケート調査を実施しました。その結果を一部ご紹介します。

「つづき そなえ」は、他の自治会ではどんなかんじで行われているのかしら？

「つづき そなえ」に関するアンケート調査

要援護者支援のため、自治会ではどのような取組を行っていますか？

※複数回答可



約90%の地区で「つづき そなえ」に関わる何らかの取組が行われています。最も多い「要援護者の把握」とは、要援護者の方の支えあいに関するご意向を確認しながら、地域の要援護者の方々の状況を把握することなどを指しています。約80%の自治会で行われています。

要援護者支援のため、どのような体制を設けていますか？

※複数回答可 ※要援護者支援に関する取組を行っている自治会のみ回答



「つづき そなえ」に関わる取組は、自治会と様々な関係団体とが連携しながら行われていることが多いようです。また、この取組のために具体的な活動の担い手を募集したり、自治会役員や担い手、関係団体などで話し合う場を定期的に設定したりするなどが行われています。

茅ヶ崎東町内会

取組の概要

茅ヶ崎東町内会で進めている「みんな 知り合い・助け合い」事業は、災害の時に1人では避難が難しい人々を有志のボランティアが支援する取組です。災害時の安否確認や避難支援を希望する人に「ささえあいカード」への登録をお願いして「手上げ方式」の名簿を作成するとともに、支援者に情報を正しく伝えるための「緊急時あんしん情報キット」を配布して、自宅の冷蔵庫等で保管してもらい緊急時に備えるようにします。

年に1回「ささえあいだより」を発行し、町内会加入の有無を問わず、茅ヶ崎東地区にお住まいの全世帯を対象に配布して、新規登録者や支援ボランティアの募集を行っています。

ささえあいカードへの登録は、必ずしも支援を保障するものではありませんが、災害時は誰もが被災者であり、要援護者になる可能性があります。この取組をきっかけとして地域での知り合いを増やすことで、みんなで支えあえる、助けあえる地域を目指しています。



町内会報「ささえあいだより」

活動者インタビュー



茅ヶ崎東町内会 有志のみなさんに伺いました！

Q. 活動をはじめたきっかけは？

■ 他地域を参考に
以前から、「つづき そなえ」の取組は必要だということは話題になっていました。この地域でも始めてみようという流れになったのが2014年です。最初は何かから取組んだらいいのかわかりませんでした。そこで、「つづき そなえ」の取組が進んでいると評判であった荏田南連合自治会の取組を学ぶことにしました。荏田南連合自治会の方に講師をお願いし、お話を聞きました。そのうえで、進めていく取組に優先順位を付けて活動していくことにしました。

■ 過去の経験から
私たちの地域は過去に洪水被害に見舞われた経験があったため、水害対策への意識が高く、まずは隣接する早淵川洪水対策についての取組から始めることにしました。区役所総務課や消防団、早淵川に隣接する勝田町内会の会長を招いて、勉強会や水防訓練を実施しました。そして、水害対策用のリーフレット「早淵川洪水に備えて」を作成し、地域住民に配布しました。2016年からは、「つづき そなえ」の観点から「みんな 知り合い・助け合い」事業としてスタートし、「緊急時あんしん情報キット」の配布準備を始めました。



緊急時あんしん情報キット

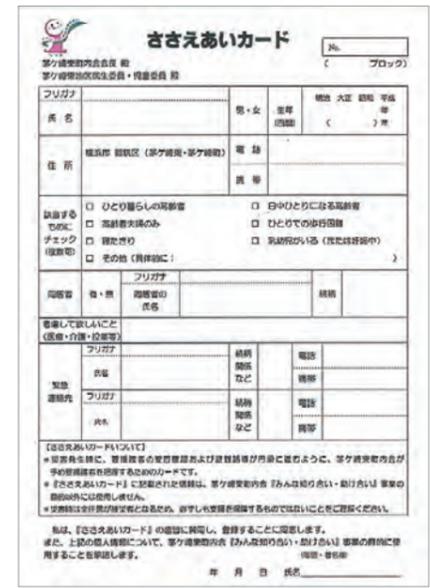
Q. 仲間集めの取組は？

■ 粘り強く、説明しました
この取組に協力や参加できるボランティアを集めるため、町内会長が町内会活動への参加者、各種委員や取組に賛同してくれそうな人等へ、個別に声をかけていきました。その過程では、活動を心配する声も聞かれました。その多くは「個人情報扱う取組は不可能なのでは？」といった誤解でした。個人情報保護法の正しい理解について、繰り返し説明していきました。

■ 目指すのは、日頃からのつながりづくり
「この取組は『みんな 知り合い・助け合い事業』であり、つながりをつくるのが主目的です」、「つながっていれば、こういった事業がなくても発災時に支えあうことができます」、「この取組は、つながりを広げるためのツール(手段・手法)の一つです」とお伝えしてきています。

Q. 活動の原動力は？

■ みなさんからの声
活動を心配する意見があったとしても、進めていこうと思うことができたのは、地域のみなさんの声から絶対に必要な取組だと感じられたからです。取組が始まり、実際にささえあいカード登録者のお宅を訪問していくと、以前からつながりを持ちたかったという声などをいただき、「やはり必要な取組みだった」と思うことができました。また、「必要なときはボランティアするから」、「自分是要援護者でもあるけど、ボランティアもできますよ」と言ってくれる人もいらして、知り合える人がどんどん増えています。



ささえあいカード

Q. 大切にしていることは？

■ 組織的に取り組む事
組織的に活動することです。町内会役員、ブロック長、班長などは1年で交替することも多いですが、その任期中にこの事業に参加していただくことで、取組の理解者が増えていきます。

■ 地域の誰もが参加できること
町内会に入っていない人でも、この活動に参加することができるシステムにもこだわりました。この取組は、地域のみなさんにとって必要だと考えてのことです。これをきっかけに町内会に加入してくれた人もいました。町内会の活性化にも役立っていると思います。

これから始めようとしている人へメッセージ

既に取り組んでいる地域を参考にすると良いと思います。ゼロから作るよりも、マネできる取組はマネして、自分たちの地域にあった形にアレンジすればいいと思います。実は、マネだけすればできると思っていましたが、それだけじゃなかったです(笑)。ひとつずつ乗り越えていきました。この取組は地域づくりのきっかけであり、目的は日頃からの住民同士のつながりです。日頃からのつながりが、災害時に役に立ちます。

Q. 仲間集めの取組は？

■ 連携で仲間を広げています

自治会の支援やボランティアの参加もあり、今のところ仲間集め等で苦労したことはありませんが、高齢化もありますし、担い手不足に関してはゆくゆく課題になってくるとは思っています。

取組は、様々な人と連携して行っています。自治会での取組には、民生委員や老人会にも入ってもらい、情報を共有しています。それぞれの活動のなかで出会った人に「そなえの会」を案内してもらうなどしています。



「そなえの会」の様子

■ 「つづき そなえ」以外でも

「つづき そなえ」の取組に限らず、行事の担い手集めには、掲示などのほかに、担い手経験者のメーリングリストなどを活用しています。お客さんとして参加するだけでなく、一緒にやるほうが楽しいですし、「またやろうか」という気持ちになってくれます。地域防災拠点の活動や神社のお祭りなど、他の地域との連携が必要な場面では、PTA活動や保護司活動などを行っている仲間とともに活動しています。マンションの管理組合とも連携関係です。

Q. 大切にしていることは？

■ マンションを故郷に

私の前の自治会長は常々、「マンションを故郷と思えるような形にしたい」とおっしゃっていました。例え一時的に他の地域に引っ越したとしても、いずれ戻ってきたいと思ってもらえるようにと、「地域との連携」をととても大切にされていたのを身近に見てきました。私はそこに強く影響を受け、引き継いできたと思っています。

■ 私たちにできることを

要援護者のことといっても、法律に基づいた福祉の対応とか相談機関のようなことは私たちにはできません。できるのは安否確認かなと思ってやっています。

それから、個人情報の取扱いでは、名簿はカギのかかる部屋の金庫に入れて、活動の時に使う紙は万が一誰かに見られても、何を表しているかわからないような表にするなど、工夫しています。

これから始めようとしている人へメッセージ

無理に形にしようとして何かをやろうとせず、地域の集いや活動を通じて少しずつニーズを把握していければいいと思います。無理に形に合わせていこうとすると、出尽くしてしまったときにやれることがなくなってしまうので、活動は止まってしまう。

「そなえの会」のように、経時的な変化が把握できるといいでしょう。テーマは特に設けず、自由にお話をする。その方が長続きすると思います。また、集まったのが2~3人だけだった回があってもいいと思います。「あの時、こんなこと話して楽しかった」等が伝わっていければいいと思いますよ。

港北センタープレイス自治会

取組の概要

港北センタープレイスでの「つづき そなえ」は、民生委員(当時)が立上げた「そなえの会」から始まっています。災害時の安否確認などを希望する人や、この活動に協力できるという人を登録し、お互いの交流の場として、3か月に一度、サロンが開かれています。

自治会では、都筑区役所と協定を締結して、区役所が保有する災害時要援護者名簿の提供を受けています。個人情報の取り扱いに関する研修を開催したり、自治会でも独自に「手上げ方式」での要援護者登録や支援ボランティアを募ったりするほか、老人会や民生委員と連携して、事業の体制を整え、災害時にそなえています。そなえの会は自治会としての取組ではありませんが、自治会としてサロンの手伝いをしたり、ケアプラザ新聞をそなえの会に提供するなど、連携した活動を行っています。

.. 活動者インタビュー ..

Q. 活動をはじめたきっかけは？



港北センタープレイス自治会
梶会長に
伺いました！

■ 最初は有志の取組から

「そなえの会」は有志の取組です。その当時はまだ自治会も立ち上がっておらず、民生委員が地域での支えあいの取組が必要だと思って立ち上げたそうです。個人的な話ですが、私の息子には障害があり、要援護者という形で「そなえの会」に参加していました。

一方、自治会が区役所から要援護者名簿の提供を受けるようになったのは、それが連合町内会自治会だけでなく、単位自治会も可能となったことがきっかけです。自治会から「名簿を受け取って、取り組んでいきます」と全戸配布で周知して、理解を得ていきました。行政からの名簿提供では、まず要援護者に「自治会に情報をお伝えしてもよいか」という内容の手紙が届きます。この手紙自体も啓発にもなると、当時の自治会は考えたようです。

私自身は自治会役員になったことで、区役所から受け取る名簿の管理や活用を行うようになりました。また、自治会の役員は数名、「そなえの会」のサロンにお手伝いに入っているため、そちらにも携わっています。

Q. 感じていることは？

■ 続けることの大切さ

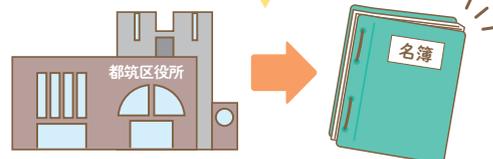
先ほど息子のことで「そなえの会」のサロンに参加していたとお話ししましたが、実は、参加者が高齢者中心ということもあり、途中から足が遠のいていました。自分が自治会の役員になり、再び「そなえの会」のサロンに行くようになって気づいたのは、以前からの参加者が会場に来る際、段差のあるルートを避けていること。その気づきが高齢化を意識するきっかけとなりました。だからといって何かをすぐにできるわけではありませんが、長くやっていくことで見えてくることがあると感じています。

区役所からの名簿提供

災害時に円滑な安否確認行動や避難行動をとるためには、身近な地域における日頃からの顔の見える関係づくりや災害時要援護者の把握が大切です。

都筑区役所では、この活動のお手伝いのため、災害時要援護者名簿を作成するとともに、その名簿を所定の手続きを経て地域に提供しています。詳細につきましては、都筑区役所福祉保健課までお問い合わせください。

法律や条例にも定められている取組



区役所の災害時要援護者名簿の対象者

区役所が作成し、協定に基づき自主防災組織に提供できる災害時要援護者名簿の対象者は、在宅で、次のいずれかに該当する方です。

- 1 介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方
 - ア 要介護3以上の方
 - イ 一人暮らし高齢者、または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方
 - ウ 認知症のある方(要介護2以下で、認知症の日常生活自立度がⅡ以上の方)
- 2 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、難病患者
- 3 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、身体障害者手帳1～3級の方
- 4 療育手帳(愛の手帳)A1・A2の方



お問合せ先 横浜市都筑区福祉保健課

〒224-0032 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1

☎045-948-2344

FAX 045-948-2354

✉ tz-tifuku@city.yokohama.jp

令和5年3月発行

自治会・町内会長 各位

令和 5 年度都筑区家庭防災員研修の実施及び地域防災活動支援事業制度について

令和 5 年度都筑区家庭防災員研修を次のとおり実施します。研修の受講者について、これまで同様自治会及び町内会からの推薦により募集するほか、今年度からは、個人での応募も加えて募集を実施します。また、これまで家庭防災員に限定していた自主活動補助金制度については、今年度から地域防災活動支援事業制度に変更し、家庭防災員をはじめとした地域の皆様の自主活動を広く支援するための活動経費とします。

1 令和 5 年度都筑区家庭防災員研修について

(1) 研修日時

令和 5 年 8 月 4 日、5 日のいずれか 1 日

9 時 30 分から 12 時 00 分まで

※詳細は、【資料 1】をご参照ください。

(2) 研修受講者の要件

満 15 歳以上の都筑区在住の方であれば、どなたでも受講できます。

※過去に家庭防災員の研修を修了した方も受講できます。

(3) 募集方法

ア 自治会・町内会からの推薦

研修受講希望者を各会長が取りまとめ、同封の様式に必要事項を記入の上、返信用封筒にて都筑消防署総務・予防課予防係あて御返信ください。

イ 個人での応募

(ア) 下記に印字された二次元コードを読み込んでいただき、直接御本人様が必要事項を入力の上、申し込みをお願いします。

(イ) 指定の申込書に必要事項を御記入の上、FAX で申し込みをお願いします。

※お名前は、修了証に記載されるため正確に記入をお願いします。

裏面あり



ウ 自治会・町内会で受講希望者がいない場合は、同封の様式の希望者「無」に○印を記入の上、返信用封筒にて都筑消防署総務・予防課予防係あて御返信ください。

(4) 研修参加人数

ア 各自治会・町内会長からの推薦は原則**2名までとし、両日合わせて60名とします。**

(都合により2名を超える場合は、事前に担当者に御相談ください。)

イ 個人での応募については、先着順で両日合わせて**20名まで**とします。

(5) 推薦名簿の提出期限及び個人での応募締め切り

ア 推薦名簿の提出期限

令和5年6月28日(水)までに、都筑消防署総務・予防課予防係あて御返信ください。

イ 個人での応募締め切り

令和5年6月28日(水)までに、指定の申込書及び電子申請システムにて、お申込みをお願いします。また、申し込み用紙は都筑消防署ホームページからダウンロードしていただくか、消防署受付にて配布させていただきます。

なお、定員に達し次第締め切りとさせていただきます。

(6) その他

ア 研修を受講される方には、7月中旬までに本人あてに研修案内を郵送いたします。

イ 回覧用に用意しました「家庭防災員研修の概要(都筑区版)」(資料1)の文中では、会長への受講希望の申し出期間を、令和5年6月23日(金)までとしてありますのでご了承ください。

(7) 同封書類

ア 家庭防災員研修の概要(都筑区版)(回覧用見本)【資料1】

イ 家庭防災員研修受講(推薦)者名簿(令和5年度)【資料2】

ウ 家庭防災員研修受講申込書(個人用)及び入力ホーム(見本)【資料3】

エ 返信用封筒(切手付き)

2 令和5年度地域防災活動支援事業について

昨年度までは、自主活動補助金制度を運用していましたが、今年度からは地域防災活動支援事業制度に変更します。この事業は、家庭防災員の方をはじめ、地域の皆様や消防署も企画等に関わり、これまでの活動をさらに発展させ、自助から共助について、広く多くの方々に学んでいただくことを目的としていますので、御質問、申し込み等ありましたら、令和5年7月31(月)までに、下記記載の都筑消防署 総務・予防課予防係まで御連絡ください。

※例として

目的	内容
防災意識の向上	防災講演会 等 ※講演会での講師派遣費用の支出
防災訓練の実施	DIG HUG 訓練 等 ※実施に際し必要となる文具類の購入費用の支出

3 新型コロナウイルスに係る研修会等実施における感染防止対策について

研修にあたっては、定期的に研修会場を消毒するほか、受講者間に一定の距離や間隔を確保します。また、受講者の皆さまには、手指消毒などをお願いするほか、発熱、咳、倦怠感等の症状がある方に対し受講自粛を要請するなど、必要な感染防止対策を徹底して実施します。

お問合せ

都筑消防署 総務・予防課 予防係

担当：田中・荒川

TEL・FAX 045-945-0119



家庭防災員研修の概要（都筑区版）



～令和5年度都筑区家庭防災員研修の内容、申込みについて～

1 研修内容

都筑消防署の職員が丁寧に指導し、災害から身を守る知識や技術を学べます。

研修は、全1回で、時間、場所などは研修予定をご覧ください。

2 申し込み方法

(1) 推薦で受講を希望される方

推薦で研修受講を希望する方は、6月23日(金)までに、自治会・町内会長へ申し出をお願いします。その後、各会長が研修受講希望者を推薦名簿に取りまとめの上、6月28日(水)までに、消防署に名簿の提出をお願いします。

なお、推薦を受けた方には7月中旬頃に消防署から詳しい研修案内を郵送します。

(2) 個人で研修を希望される方

個人で研修を希望される方は、6月28日(水)までに、電子申請システム(二次元コード)又は指定の申込書にてお申込みください。研修受講決定者には、応募期間終了後に7月中旬までに詳しい研修案内をメールまたは郵送にて送付します。

なお、定員に達し次第締め切りとさせていただきます。

3 研修予定

実施日時：8月4日(金)、8月5日(土)のいずれか1日

9時30分から12時00分まで

場所：都筑消防署ほか ※天候や災害等で内容及び場所等に変更が生ずることがあります。

区分	内容
防火研修	火災時の消火要領(水消火器)、避難要領(煙体験ハウス)
地震研修	地震の知識や対応方法(起震車)
救急研修	救急処置要領(AEDを使用した心肺蘇生法など)
災害図上研修 風水害研修	地図上から読み取れる情報等から、様々な災害に応じた防災対策を検討する訓練

4 その他

- (1) 研修に参加される際は、公共交通機関のご利用をお願いします。
- (2) 指定の申込書は、都筑消防署ホームページからダウンロードまたは消防署受付にて配布します。
- (3) 研修会場は定期的に消毒するほか、受講者間に一定の距離や間隔を確保します。また、受講者の皆さまには、手指消毒などをお願いするほか、発熱、咳、倦怠感等の症状がある方に対し受講自粛を要請するなど、必要な感染防止対策を徹底して実施します。

都筑区家庭防災員研修に関するお問い合わせ
都筑消防署 総務・予防課 予防係 ☎045-945-0119

令和 5 年 月 日

都 筑 消 防 署 長

自治会・町内会名 _____

会 長 名 _____

電 話 _____

家庭防災員研修受講(推薦)者名簿 (令和 5 年度)

※ 希望者がいない場合は「無」に○印をつけてご返信ください。

右記に○を付けてください	希望者 有 (下記に氏名等を記入願います)	希望者 無
--------------	--------------------------	-------

**【推薦者 1】**

フリガナ	
氏 名	
住 所	〒224- 都筑区
電 話 番 号	ご 自 宅 () 日中のご連絡先 ()
研修受講希望日	8月4日(第一・第二) 希望 8月5日(第一・第二) 希望 どちらでも 可

【推薦者 2】

フリガナ	
氏 名	
住 所	〒224- 都筑区
電 話 番 号	ご 自 宅 () 日中のご連絡先 ()
研修受講希望日	8月4日(第一・第二) 希望 8月5日(第一・第二) 希望 どちらでも 可

※上記に記載された個人情報、家庭防災員研修以外には、使用いたしません。

◎留意事項

- 希望する日程をお選びください。ただし、申し込み人数により希望通りとならない場合があります。また、研修日が決定しましたら消防署から研修の御案内及び研修資料を送付させていただきます。
- 満15歳以上の都筑区内在住の方であれば、どなたでも受講できます。
- 氏名は修了証に記載されますので、楷書で正確に記入してください。
- 住所は棟室番号(マンション等の場合)まで御記入ください。

令和5年6月28日(水)までに、同封の返信用封筒にてご返信ください。

- その他、御不明な点は下記までお問い合わせください。

都筑消防署 総務・予防課 予防係
電話・FAX：945-0119

【令和5年度都筑区家庭防災員研修 申込書】 個人用

～お申込み方法～

必要事項をご記入のうえ、郵送、FAXにて、**6月28日(水)まで(必着)**に以下の宛先にお申し込みください。

【宛先】都筑消防署 総務・予防課 予防担当 宛

○郵送: 〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1

○FAX: 045-945-0119

フリガナ		住所	都筑区
氏名			
連絡先 TEL/FAX		同意 事項 (□に チェッ ク)	□ 当申込用紙に記入した情報が、受講後にお住いの自治会町内会へ提供されることについて、同意します。
自治会町内会名			

研修受講希望日	8月4日	第一	第二	希望	8月5日	第一	第二	希望	両日とも	可
研修資料の送付希望	郵送			希望	メール			希望	両方	希望

(備考)

- 受付は研修開始15分前から行います。
- 受講希望日及び研修資料送付希望について○をつけてください。
- 申込書は内容を控えるなどして、保管してください。
- 申し込み多数の場合については、日程の調整をさせていただくことがあります。また、定員を超えた場合は受講ができませんので、あらかじめご了承ください。(※受講できない場合は消防署から御連絡させていただきます。)
- 受講日の決定については、資料と合わせて御案内を送付させていただきます。(※御希望に添えない場合があります。あらかじめご了承ください。)
- 欠席や受講日を変更する場合は平日(月～金曜日(祝日除く)午前9時～午後5時)に都筑消防署総務・予防課家庭防災員担当まで御連絡ください。
TEL: 045-945-0119

内容詳細

都筑区家庭防災員研修

概要

都筑区で開催される家庭防災員研修の参加申し込みフォームです。
この研修では各種災害から身を守る知識や技術を学ぶことができます。

受講要件

15歳以上の都筑区在住者

注意事項

- ・定員に達し次第締め切りとさせていただきます。
 - ・なお、定員を超えた場合は申し込みができませんので、あらかじめご了承ください。
 - ・申し込みのご希望日に多数の応募があった場合については、日程の調整をさせていただきますことがあります。あらかじめご了承ください。
 - ・受講日の決定については、資料と合わせてご案内を送付させていただきます。
 - ・欠席や受講日を変更する場合は平日(月～金曜日(祝日除く)午後5時)までに下記お問い合わせ先までご連絡ください。
-

根拠となる法令又は条例等の名称と条項

横浜市家庭防災員要綱

受付開始日

2023年5月22日 9時00分

受付終了日

2023年6月28日 17時00分

定員

20人

お問い合わせ先

消防局都筑消防署総務・予防課

メールによるお問い合わせ：

電話番号：0459450119

次へ進む

ウィンドウを閉じる

申請内容の入力

都筑区家庭防災員研修

姓

苗字を漢字で入力してください。

姓（フリガナ）

苗字をカタカナで入力してください。

名

名前を漢字で入力してください。

名（フリガナ）

名前をカタカナで入力してください。

電話番号（ハイフンなし）

日中のご連絡先を入力してください。

住所（郵便番号検索）

家庭防災員研修案内をお送りいたしますので、マンション等の部屋番号まで必ず入力してください。

郵便番号（ハイフンなし）

住所を検索する

都道府県

市区町村

町名・番地・建物名・部屋番号

研修受講希望日 第1希望日

第1希望日を選択してください。

どちらでも可能な方は『両日どちらでも可』を選択してください。

選択解除

- 8月4日(金)
- 8月5日(土)
- 両日どちらでも可

研修受講希望日 第2希望日

第2希望日を選択してください。

選択解除

- 8月4日(金)
- 8月5日(土)

研修案内の送付希望

ご希望の研修案内の送付方法を選択してください。

選択解除

- 郵送での送付を希望します。
- メールでの送付を希望します。
- 郵送とメール、両方での送付を希望します。

同意事項1

当申込用紙に記入した情報が、受講後にお住いの自治会町内会へ提供されることについて、どちらか一つ選択してください。

選択解除

- 同意します。
- 同意しない。

同意事項2

ご希望の日付にご案内ができない可能性もございます。
必ずご案内の内容をご確認ください。
同意していただけたら、下記ボタンをチェックしてください。

選択解除

確認しました。

メールアドレス（確認入力あり）

ご連絡可能なメールアドレスを入力してください。

メールアドレス

メールアドレス（確認）

次へ進む

戻る

地域防災力の充実強化に向けた消防団員確保の取組について（情報提供）

消防団員は、「自らの地域は自ら守る」という精神に基づき、普段は自分の職業や学業を持ちながら、都筑区の安全と安心を守るために活動しています。

今年度は、関東大震災から 100 年経過する節目となることから、都筑消防署と都筑消防団では、地域防災力の更なる向上のため、消防団員の確保に次のとおり取り組みますのでご理解ご協力をお願いします。

1 都筑消防団の現状（令和 5 年 4 月 1 日時点）

	現状値
消防団員数	391 人
充足率	88.9%

2 消防団員確保の取組

消防職員又は消防団員が、次の取組を実施します。

- (1) 消防団員募集チラシのポスティング
- (2) 消防車両等による巡回広報活動

3 取組期間

令和 5 年 5 月 29 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

4 その他

- (1) 消防団員募集チラシのポスティングは、消防職員又は消防団員が、必ず制服又は活動服を着用して実施します。また、ポスティングする区域の自治会町内会長あてに、事前に情報提供させていただきます。
- (2) 消防団員は、地域防災の要です。大規模災害時における被害の軽減を図るため、消防団員確保の取組にご理解ご協力をお願いします。

お問合せ先
都筑消防署総務・予防課 消防団係
担当：中村、押尾
電話：045-945-0119

子どもの通学路交通安全対策事業について

横浜市では、令和5年度から、交通事故データやETC2.0で収集した車両速度などのビッグデータを活用し、ハード・ソフト両面で子どもの通学路交通安全対策事業に重点的に取り組みます。また、児童を対象とした交通安全教育、地域や保護者と連携した見守り活動などの交通安全対策をモデル的に実施する交通安全推進校に、都田西小学校（都筑区）が選定されました。

全市立小学校通学区域(340校)



【提供するマップイメージ】

全市立小学校(340校)
こども・交通事故データマップ



市内交通事故データをGoogleマップで可視化し、全市立小学校へ提供

交通安全推進校
こども・通学路リスクマップ



左図に加え、速度データ(ETC2.0ビッグデータ)を可視化し、交通安全推進校へ提供

《対策例》

全市立小学校通学区域内

●ソフト対策

- ・小学校ではまっ子交通あんぜん教室(年250回)
- ・見守り活動の支援、はたふり誘導講習会
- ・幼児訪問指導、保護者向け講話





ソフト対策協議会 見守り活動(はたふり) 交通安全教室

**交通安全推進校通学区域内
(R5:4地区/中期計画で10地区)**

●ソフト対策

左に加え、

- ・「放課後キッズクラブ」で交通安全教室 【新規】
- ・幼児訪問指導、保護者向け講話 (全幼稚園・保育所等を対象) 【拡充】
- ・見守り活動の支援、はたふり誘導講習会 【強化】





放課後キッズクラブ 交通安全教室 幼児交通安全教育訪問指導

ソフト・ハード対策
ともに重点化

通学区域内で、
点ではなく、
線的・面的に対策

●ハード対策

- ・路面標示、区画線、あんしんカラーベルト、交差点カラー舗装 等





区画線設置 あんしんカラーベルト 交差点カラー舗装

●ハード対策

左に加え、

- ・物理的デバイス(ハンブ、狭さく、ゾーン30プラス等)





ハンブ 狭さく ゾーン30プラス

【問合せ先】
 (こども・交通事故データマップ・ソフト対策について)
 道路局交通安全・自転車政策課 電話：045-671-2323
 (こども・通学路リスクマップ・ハード対策について)
 道路局施設課 電話：045-671-2785

「こども・交通事故データマップ」を公開しています

横浜市では、市内全域の小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故の概要を Google マップ(マイマップ機能)で確認できる「こども・交通事故データマップ」を公開しています。

子どもの交通事故に特化して、多くの方が使い慣れている Google マップ(マイマップ機能)をベースに、操作のしやすさやわかりやすさを重視した地図として「見える化」しています。

スクールゾーン対策協議会の皆様や地域の方々、保護者の皆様も、ぜひ、通学路の安全点検や日頃の交通安全活動などで、ご活用ください。

【掲載イメージ】



アイコンを選択すると、事故の概要が確認できます

こども・交通事故データマップはこちら



横浜市 交通事故データマップ 検索

引用:Google マップ

マップの特徴

- ・ 市内全域の小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故の概要を Google マップで確認できます。
- ・ 地図上のアイコンをクリックすると交通事故の概要が表示されます。
- ・ 交通事故箇所を Google ストリートビューでも見ることができます。
- ・ 神奈川県警察の交通事故データ(2017年から2021年までの5年間)をもとに作成しています。

ご利用にあたって

- ・ 「小学生関係事故」、「中学生関係事故」の2つに区分しています。
- ・ 年・区分ごとに表示と非表示を切り替えることができます。
- ・ 交通事故の概要の「当事者種別」の表示順は、過失の重さの順番ではありません。
- ・ マップの操作方法は、お手持ちの端末及び OS によって異なります。

■ 子どもの通学路交通安全対策事業の紹介ページを公開しています。

▼二次元コードはこちら

【公開先 URL】

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/anken/kodomo_tsugakuro.html



横浜市 交通安全 検索

【参考】「こども・交通事故データマップ」の操作方法(スマートフォン版)

【iOS 版】

1 「こども・交通事故データマップ」へアクセス



2 指で画面を拡大し、確認したい箇所をタッチ



3  部分をタッチして Google ストリートビューを表示



※Google マップのアプリをインストールしている場合

【Android 版】

1 「こども・交通事故データマップ」へアクセス



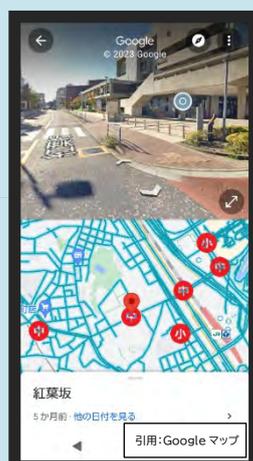
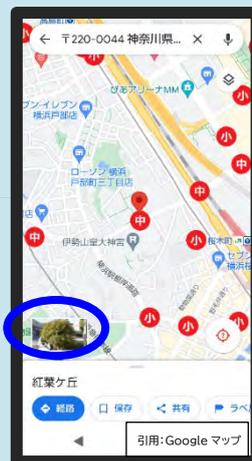
2 指で画面を拡大し、確認したい箇所をタッチ



3  をタッチして、Google マップを表示



4  部分をタッチして Google ストリートビューを表示



※こども・交通事故データマップ(Google マイマップ)の操作方法や表示は、使用する端末や OS により異なりますので、ご了承ください。

～都筑区における災害時の医療体制～

区連会 5月定例会配付資料
令和5年5月19日
都筑区福祉保健課

○発災時の医療体制が変更になりました（身近な診療所開設）

これまで都筑区では、発災時に地域の診療所は開設せず、区内2か所に設置する仮設救護所で負傷者対応を行うこととしていましたが、令和5年4月1日から、震度6弱以上の地震が観測された場合、診療可能な診療所は黄色いのぼり旗を掲げて、軽症者の対応を行うこととなりました。

発災時に医療機関を受診する必要がある場合は、黄色いのぼり旗を目印にお近くの診療所を受診してください。

なお、仮設救護所は区役所1か所に設置し、軽症者の対応を行います。



○重症度等に応じて医療機関を受診してください

発災時に負傷者が医療機関に殺到して混乱が起きることを避けるため、けがなどの重症度や緊急度に応じて医療機関を受診してください。

詳細はこちらから
(横浜市ホームページ)



横浜市（都筑区）の標準的な災害時の医療体制	重症度	受診先
<p>重症</p> <p>中等症</p> <p>軽症</p>	【重症】 歩行できない+生命に危険がある	【災害拠点病院】 昭和大学横浜市北部病院、昭和大学藤が丘病院、労災病院など市内13か所
	【中等症】 歩行できない（生命に危険はない）	【災害時救急病院】 つづき病院、高田中央病院、牧野記念病院、鴨居病院など市内94か所
	【軽症】 歩行できるが医師の診察が必要	【地域の診療所】 発災時の開設状況を区役所が周知する予定です。
応急手当で対応可能な軽度の負傷	【軽度の負傷】 区民の自助・共助による応急手当	





119情報

区連会 5月定例会説明資料
令和5年5月19日
都 筑 消 防 署

■ 区内の火災状況

都筑消防署

区分 / 年別		令和5年		令和4年		累計前年比 増△減
		4月	累計	4月	累計	
火災件数 (件)		4	13	0	7	6
火災種別	建物火災 (件)	3	6	0	5	1
	車両火災 (件)	0	2	0	1	1
	その他の火災 (件)	1	5	0	1	4
焼損面積 (㎡)		0	94	0	158	△ 64
死者 (人)		0	0	0	1	△ 1

【4月中 4件】

4月10日 (月) 見花山 建物火災 4月29日 (土) その他の火災
 4月13日 (木) 茅ヶ崎中央 建物火災
 4月14日 (金) 葛が谷 建物火災

■ 区内の救急状況

救急車を呼ぶか迷ったら #7119



区分 / 年別		令和5年		令和4年		累計前年比 増△減
		4月	累計	4月	累計	
救急件数 (件)		734	3,269	789	3,221	48
救急種別	急病 (件)	510	2,306	545	2,221	85
	交通事故 (件)	43	173	45	165	8
	一般負傷 (件)	125	568	156	608	△ 40
	その他 (件)	56	222	43	227	△ 5

※ 令和5年の数値は速報値のため、変更になる場合があります。

熱中症は予防が大事！！

部屋の温度をこまめに
チェックしましょう。

無理をせずに
適度に休憩を！

のどが渴かなくても
こまめに水分補給！



住宅用火災警報器は10年を目安に

点検 交換 をしましょう!!

詳しい点検方法やご案内は
都筑消防署
までお問合せください

☎045-945-0119

都筑消防署・都筑消防団・都筑火災予防協会

都筑消防署からのお知らせ！

放火を未然に防ぐには…？！

～放火されない、放火させない環境づくりが大事です！！～

【放火火災防止対策のポイント】



ゴミは決められた日時に出しましょう。



家の周りは照明等を点灯し、
明るくしましょう。



車やオートバイのボディーシートも
火をつけられやすいので、防災製品の
ものを使うようにしましょう



物置や車庫には鍵をかけましょう。